

平成 30 年政策評価レポート
(国土交通省政策評価年次報告書)

国土交通省
平成 30 年 12 月

はじめに

国土交通省は、平成 13 年の省庁再編に当たり、省全体の行政マネジメントを的確に確立するため政策評価を重要な手段の一つとして位置付け、以来これを積極的に取り入れ活用することにより、国民の立場に立った真に必要な政策・施策等の企画立案と効率的・効果的实施を目指してきた。

4 省庁が統合された当初、多岐にわたる行政分野と施策の整理統合を図り、省として無駄のない明確な目的意識をもった政策体系とマネジメントサイクルを的確に確立する必要があった。さらに、政策の企画立案過程と結果に関する透明性を向上させて、国民へのアカウンタビリティ（説明責任）を果たすため政策の意図、目的と期待される効果を国民に対してできる限り明確に説明することも課題となった。これらへ対処するために、政策評価の適切な実施が有効であると考えられ今日に至っている。

この政策評価レポートは、国土交通省が行う政策評価の意義、実施状況、評価結果の政策への反映状況等を国民に分かりやすく示すため、国土交通省政策評価基本計画に基づき公表するもの（国土交通省政策評価年次報告）である。今回の政策評価レポートは、国土交通省が平成 29 年度に実施した政策評価を中心に、概ね平成 30 年度前半までに実施した政策評価の結果である評価書等について取りまとめた。

第 1 章は、「国土交通省における政策評価の体制・仕組み」として、国土交通省における政策評価の実施体制や、国土交通省で実施されている主要な政策評価方式について紹介している。

第 2 章は、「国土交通省における政策評価の取組み」として、国土交通省において、主として平成 29 年度～30 年度前半にかけて実施した政策評価の内容について説明している。

目 次

第1章 国土交通省における政策評価の体制・仕組み	3
1 体制	3
2 政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）	5
3 政策レビュー（事後評価、総合評価方式（プログラム評価））	10
4 政策アセスメント（事前評価、事業評価方式）	14
5 個別公共事業評価（新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式）	16
6 個別研究開発課題評価（事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式）	18
7 規制の政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）	19
8 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）	21
第2章 国土交通省における政策評価の取組み	23
1 基本計画の策定の経緯	23
2 平成29、30年度における政策評価への取組み.....	23
（1）政策チェックアップ	23
（2）政策レビュー	27
（3）政策アセスメント	39
（4）個別公共事業評価	41
（5）個別研究開発課題評価	42
（6）規制の政策評価	42
（7）租税特別措置等に係る政策評価.....	44
3 マネジメントサイクルの確立による政策への反映の事例.....	47
4 国土交通省所管法律に基づく政策評価の実施.....	49
（1）社会資本整備重点計画法	49
（2）国土形成計画法	49
（3）住生活基本法	49
5 政策評価の普及・啓発	50

第1章 国土交通省における政策評価の体制・仕組み

1 体制

国土交通省における政策評価は、政策を担当する部局が実施主体としてその政策について自ら実施することが基本であるが、評価の厳格性や客観性を担保し、省全体の政策評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、政策評価を担当する政策統括官を設置している。省全体の評価体制は表1のとおりである。

また、政策評価の対象とされた政策における目標の達成状況とその評価を確認し、当年度に実施された政策レビューの報告内容の把握と今後実施されるテーマ等を検討するため、事務次官等により構成される「政策レビュー等に関する検討会」（表2）を設置し、政策評価について全省を挙げて取り組む体制を整えている。

また、評価の客観性や評価制度のさらなる改善を検討する上で外部有識者の知見の活用を図るために、国土交通省政策評価会（表3）を適時開催し、意見を聴取している。

表1：国土交通省政策評価担当一覧

(政策評価全般)	政策統括官（政策評価）	政策評価官
(個別公共事業評価)	大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室	
(個別研究開発課題評価)	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課	
(個別の施策等)	下表のとおり	

局等	担当課等
大臣官房	人事課、総務課、広報課、会計課、地方課、技術調査課、監察官室、危機管理官、運輸安全監理官、公共事業調査室
大臣官房官庁営繕部	管理課
総合政策局	総務課、物流政策課、公共事業企画調整課、技術政策課
国土政策局	総務課
土地・建設産業局	総務課
都市局	都市政策課
水管理・国土保全局	河川計画課
水管理・国土保全局水資源部	水資源政策課
道路局	企画課評価室
住宅局	住宅政策課
鉄道局	総務課企画室
自動車局	総務課企画室
海事局	総務課企画室
港湾局	計画課
航空局	総務課政策企画調査室
北海道局	参事官
国際統括官	国際政策課
国土地理院	総務部政策調整室
海難審判所	総務課
観光庁	観光戦略課
気象庁	総務部総務課業務評価室
運輸安全委員会	事務局総務課
海上保安庁	総務部政務課政策評価広報室

国土交通政策研究所	総務課
国土交通大学校	総務課

表 2：政策レビュー等に関する検討会 構成

<p>事務次官（議事進行）、技監、国土交通審議官、官房長、技術総括審議官 各局長等</p> <p>（総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、技術審議官、総括監察官、官庁営繕部長、総合政策局長、情報政策本部長、国土政策局長、土地・建設産業局長、都市局長、水管理・国土保全局長、水資源部長、道路局長、住宅局長、鉄道局長、自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、政策統括官、国際統括官、国土地理院長、観光庁長官、気象庁長官、運輸安全委員会事務局長、海上保安庁長官）</p>

表 3：国土交通省政策評価会 構成

国土交通省政策評価会構成員（五十音順）		
座長	上山 信一	慶応義塾大学総合政策学部教授
	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
	白山 真一	有限責任監査法人トーマツ パートナー（公認会計士）
	田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院教授
	山本 清	鎌倉女子大学学術研究所教授

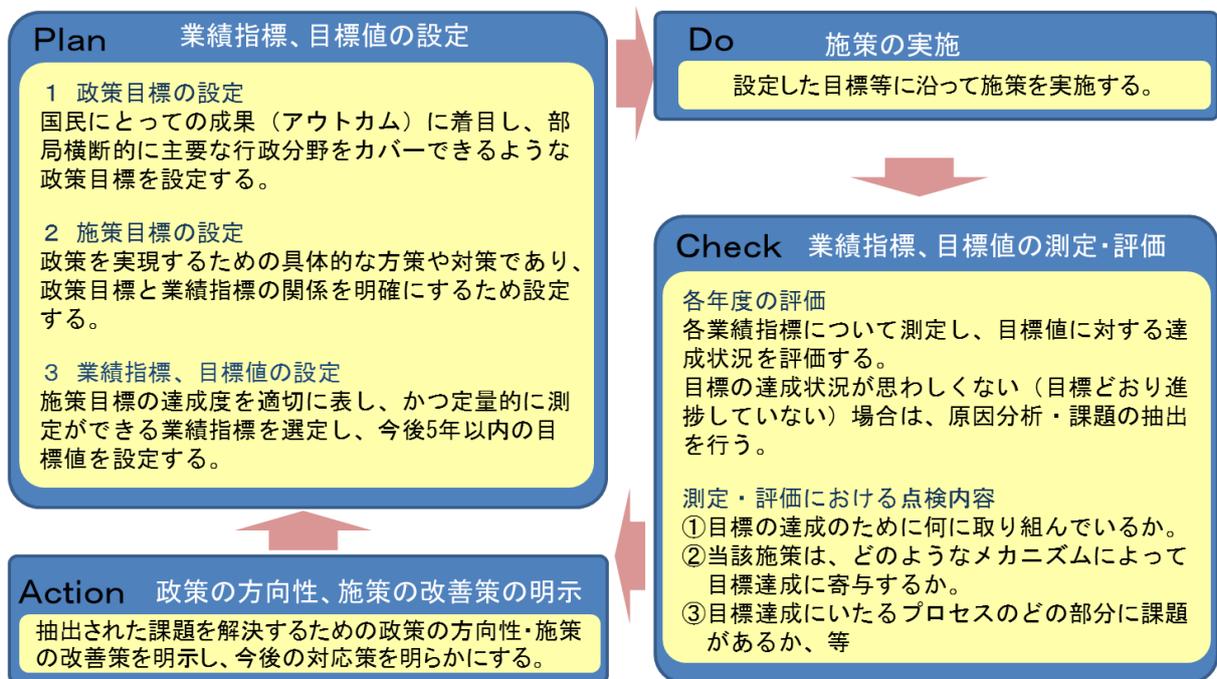
2 政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）

（1）政策チェックアップ

政策チェックアップは、省全体の目標を明確化し、それに照らした施策の点検を行う評価方式であり、国土交通省では中核的な評価方式として位置付けている。「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」）第8条に基づき実施する事後評価の一つであり、「政策評価の実施に関するガイドライン」や「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（ともに、政策評価各府省連絡会議了承）において定められた政府全体の標準的な指針等を踏まえ実施するものである。

● 政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）

国土交通省の中心的な評価手法で、施策目標ごとに業績指標とその目標値を設定し、定期的に業績を測定して目標の達成度を評価する手法。



（2）政策チェックアップの役割

政策チェックアップの果たす役割は、二つに大別される。

第一の役割は、目標の達成状況を定期的に点検することによって、担当部局や現場による自発的マネジメント改善を促すことであり、以下のような観点で点検することがポイントとなる。

- i 目標の達成のために何に取り組んでいるか。
- ii その施策はどのようなメカニズムによって目標達成に寄与するか。
- iii 目標達成に至るプロセスのどの部分に問題があると考えられるか。

第二の役割は、行政運営の透明性の確保と国民への説明責任である。あらかじめ定めた政策目標、施策目標や業績指標を、国民に対する「約束」ととらえて、その達成状況、成果について国民への説明責任を適切に果たす必要がある。

このため、評価にあたっては、業績指標の達成状況を分析するとともに、施策の実施状況を点

検し、目標達成に向けた課題を抽出するのに加え、課題解決のための政策の方向性、施策の改善策を分かりやすく示すことが求められる。

(3) 政策目標、施策目標と業績指標の設定

国土交通省の政策目標、施策目標と業績指標は、それぞれ以下のような特徴を持っている。

まず、「暮らし・環境」「安全」「活力」の3分野と「横断的な政策課題」（以下まとめて「3分野等」）について、13の政策目標を設定しており、全体として省の主要な行政分野をカバーするとともに、それぞれの目標は「行政が何をするか」ではなく「国民生活にとって何がもたらされるか」に着目した「アウトカム目標」となるよう工夫している。

その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策の目標を明らかにし、政策チェックアップを具体的に実施する単位として、44の施策目標を設定している（P26：表7参照）。平成20年度以降は、政策評価と予算・決算の連携強化を図る観点から、施策目標と予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）を対応させている。

更に、施策目標の達成度を適切に表す指標として、以下の基準に基づき、141の業績指標項目、細分類を含めると191の業績指標（平成30年度事後評価実施計画）を、選定している。

<指標の性格>

- i アウトカム（成果）に着目した指標といえるもの
- ii アウトプット（事業実績）に着目した指標の場合は、当該アウトプットとアウトカムとの因果関係について、説明可能であるもの（定性的な説明で可）
- iii 顧客満足度に着目した指標といえるもの
- iv 業績を改善しようとする動機付けとなり得るもの
- v 国際比較が可能な指標が望ましい

<指標の内容>

- i 定期的・客観的に測定可能なもの（最長5年に1度）
- ii 目標値が明確かつ具体的に設定可能であるもの（政策の特性に応じて判断）
- iii 国民への説明責任を果たす上で、当該指標について、目標値の設定及びその達成が十分な意義をもつもの

なお、業績指標については、不断の見直しを行うとともに、業績指標を補うものとして平成25年度から平成27年度には関連指標、平成28年度からは参考指標を設定している。（図1）

また、政策チェックアップにおいては、交通政策基本計画（平成27年2月閣議決定）や第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月閣議決定）及び「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月閣議決定）における重要な指標を取り込み、活用することとしている。社会資本整備重点計画については、第4次社会資本整備重点計画より設定された全てのKPI指標を業績指標項目に反映し、KPI以外の指標は業績指標項目若しくは参考指標項目のいずれかに取り込んでいる。交通政策基本計画及び住生活基本計画の指標については、業績指標項目若しくは参考指標項目のいずれかに取り込んでいる。（図2、図3）

図1：政策チェックアップの指標数

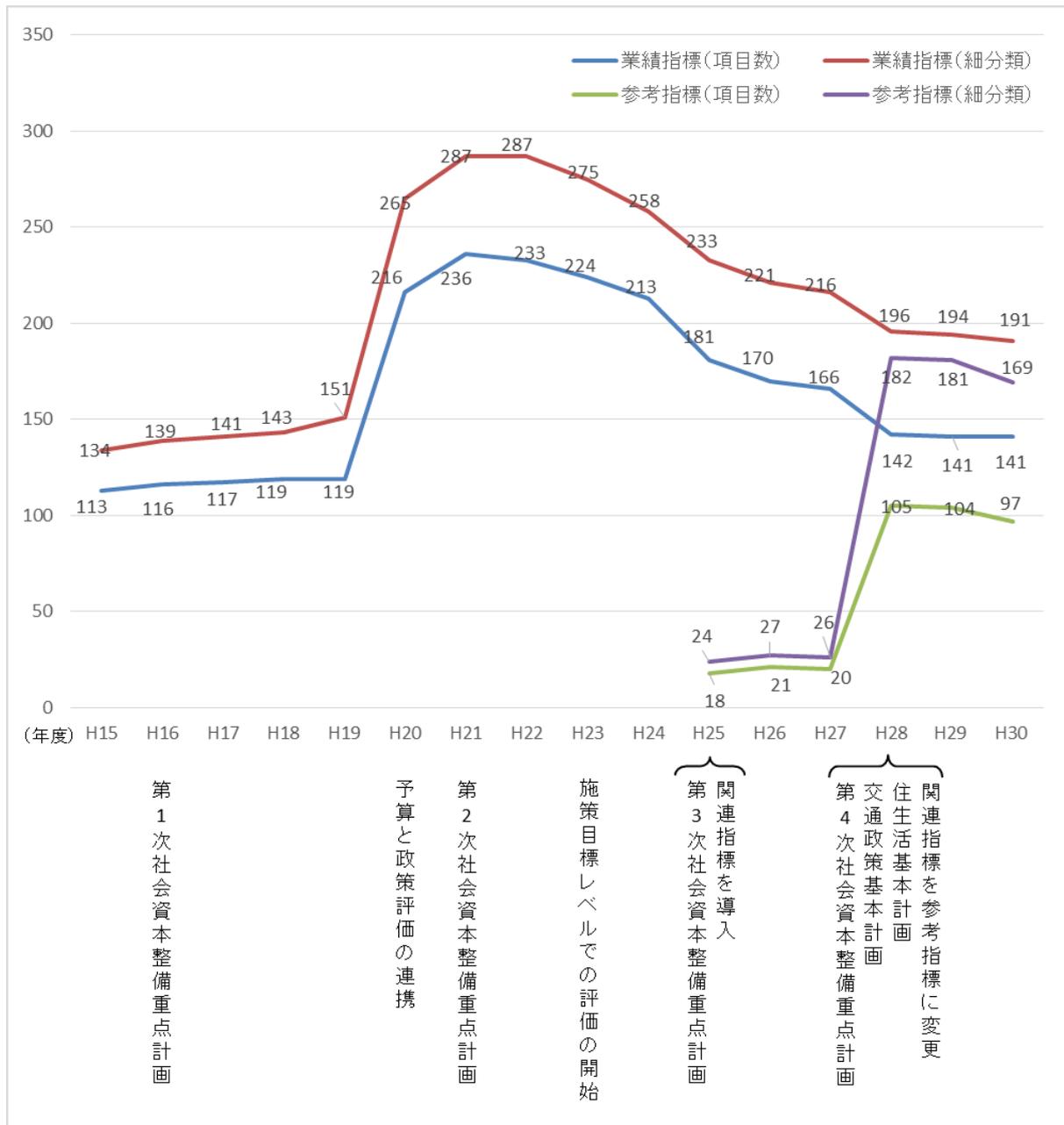


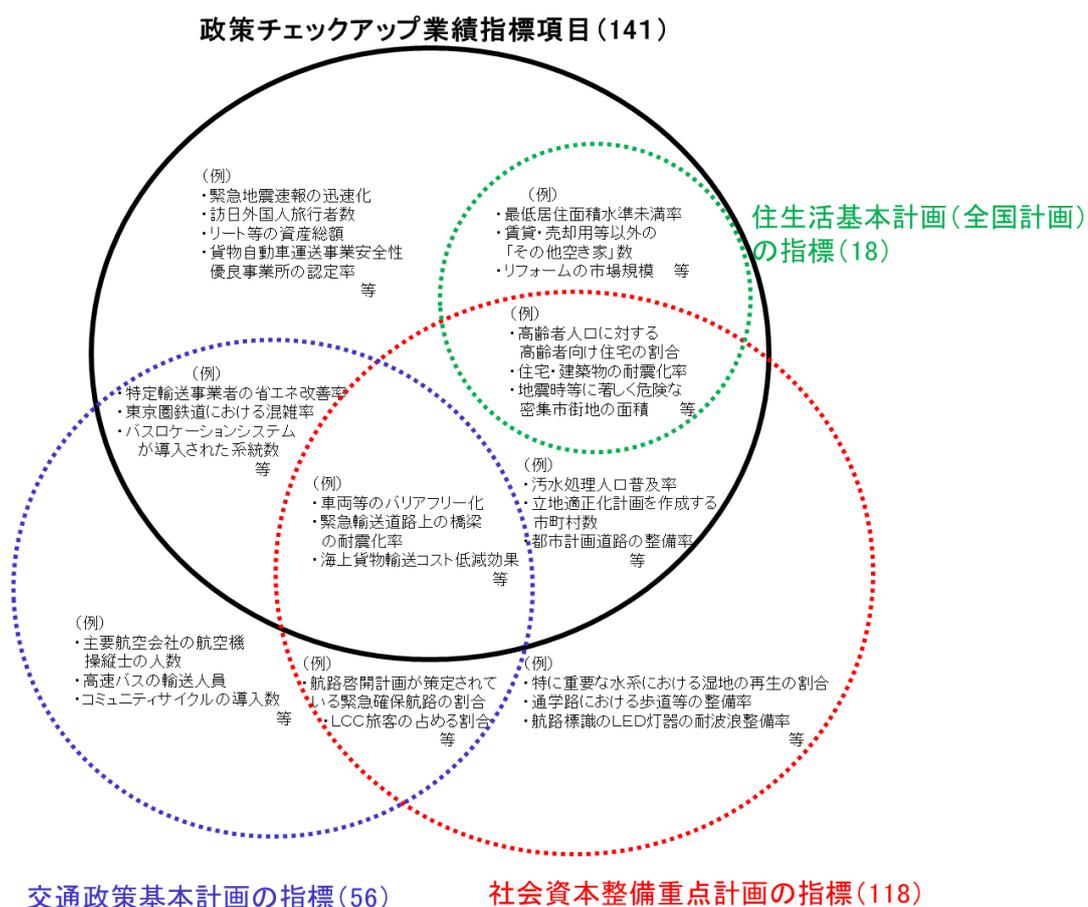
図2：平成30年度事後評価実施計画における指標の内訳

○業績指標項目、参考指標項目の内訳<平成30年度事後評価実施計画>

	計	社会資本整備重点計画		交通政策基本計画	住生活基本計画	独自指標
		KPI	KPI以外			
業績指標項目	141	45	21	30 ^(注1)	18 ^(注2)	55
参考指標項目	97	2	50	20 ^(注3)	0	33

※(注1)のうち21項目、(注2)のうち7項目、(注3)のうち8項目は、社会資本整備重点計画の項目と重複。

図3：政策チェックアップの業績指標と社会資本整備重点計画（第4次）、交通政策基本計画及び住政策基本計画の指標との関係イメージ



(3) 評価の実施

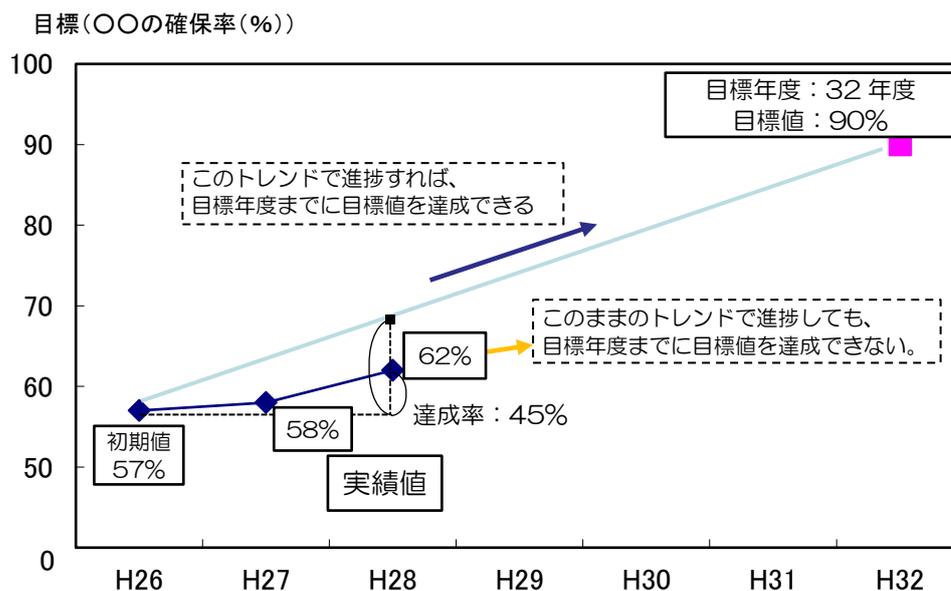
上記の基準により設定した施策目標、業績指標について下記の評価を行う。

- 業績指標の評価

直近の実績値に応じて、A：目標達成に向けた成果を示している、B：目標達成に向けた成果を示していない、N：判断できない、のいずれかの評価をする。

- 施策目標の評価

その施策目標に含まれる業績指標の評価結果を踏まえ、①目標超過達成、②目標達成、③相当程度進展あり、④進展が大きくない、⑤目標に向かっていない、の5段階の区分で評価する。



3 政策レビュー（事後評価、総合評価方式（プログラム評価））

（１）政策レビューとは

政策レビューは、実施中の施策について総合的かつ中期的な観点から詳細な分析を行い、その結果を政策の改善や見直しに反映させるものであり、

- | | |
|-----|--|
| i | 省の政策課題として重要なもの |
| ii | 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの |
| iii | 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの |
| iv | 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの |

等についてテーマを選定し、計画的に実施するものであるが、特に以下のような場合に政策レビューを積極的に活用することとしている。

- | | |
|-----|------------------------------------|
| i | 法令の見直し規定の時期や時限立法の期限が到来した場合 |
| ii | 中長期計画や大綱の見直し時期が到来した場合 |
| iii | 重要な法令の制定や改正等について、その施行から一定期間が経過した場合 |

政策レビューは、政策チェックアップと同様、政策評価法第 8 条に基づき実施する事後評価である。すべての政策分野について、定期的にかつ網羅的に実施するのが政策チェックアップであるのに対し、政策レビューでは、様々な施策や関係主体が絡み合い、政策・施策の全体像について容易には十分分析できない場合などに、時間をかけて詳細な分析を行うものである。

このため、政策レビューは、特定の目標に関するある程度の幅を持った施策群を対象にすることが一般的である。このように、ある共通の目的を持つ施策のまとまり（＝プログラム）を評価対象とすることから、政策レビューは一般にプログラム評価と呼ばれる。

政策レビューの実施にあたっては、対象となるテーマについて、関連する施策等の範囲を明らかにし、当該施策等の目的とした成果が適切に達成されているかどうかを検証し、その上で、それがどのように達成されたか、また、どの程度達成されたかを分析する。さらに、今後の取組みとして、目的や目標をよりよく達成し効果的・効率的に成果をあげるために、課題は何か、改善方策として何が考えられるかを明らかにする。

なお、政策レビューでは、国土交通省政策評価会や同政策評価会の有識者による個別指導において、当該年度取りまとめテーマの取組み状況等を説明し、意見、助言等を聴取しつつ詳細な分析を行い、評価書を作成している。

国土交通省では、平成 13 年より政策レビューテーマを選定し、逐次レビューを実施してきた。また、政策レビューを計画的に実施するため、毎年度政策レビュー等に関する検討会を開催し、4 年度後に取りまとめるテーマの選定について、同検討会の議論を経た上で、毎年度策定する事後評価実施計画に、翌年度以降 4 年度分の政策レビューの実施予定テーマを盛り込み、決定している（表 4 参照）。

● 政策レビュー（事後評価、総合評価方式）

既存施策について、国民の関心の高いテーマ等を選定し、政策の実施とその効果との関連性や外部要因を踏まえた政策の効果等を詳細に分析し、評価を実施。

評価の目的、必要性

評価の目的

評価活動において直接の解明を目的とする内容を記載する。

評価の必要性

評価活動を行う必要性を緊急性、問題の重要性、影響の重大性等の観点から、適切に説明する。

評価手法

- ①調査方法
- ②調査対象
- ③アウトカム指標による評価

評価結果と政策への反映状況

評価結果

評価の結果として明らかとなった事実、得られた成果などをその根拠とともに記載する。



政策への反映方向

評価によって得られた知見に基づき、今後の政策運営にどのように反映していくのか、具体的な内容を評価結果に対応する形で記載する。

表4：政策レビュー（プログラム評価）テーマ一覧

平成30年11月現在

平成21年度以降のテーマ一覧

取りまとめ年度	テーマ	担当局等
平成21年度	住宅・建築物の耐震化の促進	住宅局
	第五次国土調査事業10箇年計画	土地・水資源局
	総合的な水害対策	河川局、都市・地域整備局
	住宅分野における市場重視施策	住宅局、総合政策局
	総合物流施策大綱（2005-2009）	政策統括官（物流）、道路局、大臣官房、総合政策局、国土計画局、土地・水資源局、都市・地域整備局、河川局、住宅局、鉄道局、自動車交通局、海事局、港湾局、航空局、北海道局、政策統括官（国土等）、海上保安庁、国土交通政策研究所
平成22年度	運輸安全マネジメント評価	大臣官房運輸安全監理官
	道路交通の安全施策	総合政策局、道路局、自動車交通局
	観光立国の実現	観光庁、総合政策局
	申請・届出等手続きのオンライン利用の促進	総合政策局、道路局、自動車交通局、海事局、海上保安庁
	首都圏整備法等に基づく大都市圏政策の見直しについて	国土計画局
	LRT等の都市交通整備のまちづくりへの効果	都市・地域整備局、道路局、鉄道局
	都市再生の推進	都市・地域整備局
	住生活基本計画（全国計画）	住宅局
平成23年度	鉄道の安全施策	鉄道局
	仕事の進め方の改革ー第2回フォローアップー	全部局等（総合政策局及び政策統括官（政策評価）取りまとめ）
	美しい国づくり政策大綱	全部局等（都市・地域整備局取りまとめ）
	指定等法人に関する国の関与等の透明化・合理化ー指定等法人が行う事務・事業の検証ー	大臣官房、土地・建設産業局、都市局、住宅局、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局、航空局、北海道局、観光庁、気象庁
	バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）	総合政策局、官庁営繕部、都市局、水・国土保全局、道路局、住宅局、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局、航空局、政策統括官（国土等）
	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	総合政策局、都市局、道路局、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局
	土砂災害防止法	水管理・国土保全局
	住宅・建築物の耐震化の促進	住宅局
	港湾の大規模地震対策	港湾局
市町村の防災判断を支援する警報の充実	気象庁	
平成24年度	技術研究開発の総合的な推進	全部局等（大臣官房及び総合政策局取りまとめ）
	環境政策の推進	全部局等（総合政策局取りまとめ）
	国土形成計画（全国計画）	国土政策局
	トン数標準税制の導入による安定的な国際海上輸送の確保	海事局
	航空自由化の推進	航空局
	新たな北海道総合開発計画の中間点検	北海道局
	緊急地震速報の利用の拡大	気象庁
新たな船舶交通安全政策の推進	海上保安庁	
平成25年度	不動産投資市場の条件整備	土地・建設産業局
	人口減少や少子高齢化の進展と乗合バスのネットワークやサービスの確保・維持・改善	自動車局
	地理空間情報の整備、提供、活用	国土地理院

平成26年度	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	官庁営繕部
	水資源政策	水管理・国土保全局
	自転車交通	都市局、道路局
	貨物自動車運送のあり方	自動車局、総合政策局
平成27年度	道路交通の安全施策	総合政策局、道路局、自動車局
	住生活基本計画	住宅局
	国際コンテナ戦略港湾政策	港湾局
	国際協力・連携等の推進	国際統括官
平成28年度	社会資本ストックの戦略的維持管理	関係部局等（大臣官房及び総合政策局取りまとめ）
	官民連携の推進	総合政策局とりまとめ
	LCCの事業展開の促進	航空局
	MICE誘致の推進	観光庁
平成29年度	津波防災地域づくりに関する法律	総合政策局とりまとめ
	強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築－総合物流施策大綱（2013-2017）－	物流審議官とりまとめ
	離島地域における振興施策	国土政策局
	海運からの温室効果ガス排出削減策	海事局
平成30年度	景観及び歴史まちづくり	都市局
	下水道施策	水管理・国土保全局（下水道部）
	鉄道の防災・減災対策	鉄道局
	タクシーサービスの改善による利用者利便の向上	自動車局
	台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実	気象庁
平成31年度	国土形成計画（全国計画）	国土政策局
	中古住宅流通市場の活性化	土地・建設産業局、住宅局
	港湾における大規模地震・津波対策	港湾局
	地震津波災害時における水路に関する情報提供の充実	海上保安庁
平成32年度	運輸安全マネジメント制度	大臣官房運輸安全監理官
	水資源政策	水管理・国土保全局水資源部
	住生活基本計画	住宅局
	北海道総合開発計画の中間点検	北海道局
平成33年度	i-Constructionの推進	大臣官房取りまとめ
	無電柱化の推進	道路局
	空港の安全の確保	航空局
	地理空間情報の整備、提供、活用	国土地理院
平成34年度	災害に強い物流システムの構築	物流審議官
	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	官庁営繕部
	内航未来創造プランの進捗状況	海事局
	インフラシステム海外展開の推進	国際統括官

※平成31～34年度は、実施予定のテーマ。

4 政策アセスメント（事前評価、事業評価方式）

（1）政策アセスメントとは

政策アセスメントは、新たに導入しようとする施策について、あらかじめ設定されている目標に照らしてその必要性、効率性、有効性を分析するものであり、政策立案に当たって、目標によるマネジメントの観点から、明確な目標に照らした論理的な分析を行うことを省全体に定着させることを目指しているものである。

また、施策の導入という意思決定の前に、「どのような意図で、どのような分析を行ったか」について国民に明らかにすることによって、政策形成の趣旨とその過程の透明性を確保することが目的である。

このような観点から、新たに導入する重要な施策を対象を絞った上で政策アセスメントを実施している。現行の実施要領においては、予算要求事項等で、新規性がありかつ社会的影響が大きいと各局等が判断するものを対象としている。また、平成 28 年度から「社会的影響が大きい」と判断する要素の 1 つとして概算要求額（概ね 1 億円以上）を加え、対象の重点化を図った。

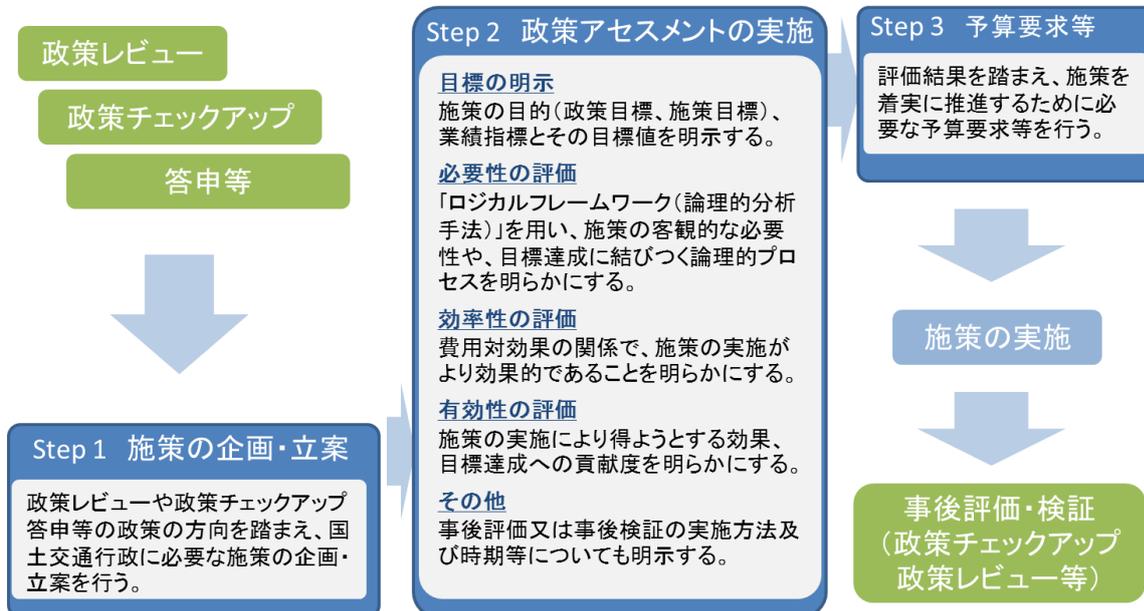
対象とされたものについては必要性（ロジカルフレームワークによる分析）、効率性（費用対効果の説明）、有効性（業績目標等の達成への貢献度）の観点から評価を実施し、毎年度、予算要求時に評価書を取りまとめ、公表している。政策アセスメントは、政策評価法第 9 条に基づく義務的な事前評価ではないが、第 10 条に基づき評価結果等を記載した評価書を作成するものとなる。

このように、新たな施策を導入しようとする意思決定の根拠となる分析を公表することによって、国民に対する説明責任の一端を果たしていくとともに、施策導入時点において期待されていた効果等について、事後的に評価・検証することを制度化するものである。それぞれの実施する時期及び方法については、個々の評価書において記載する。

評価を行うに当たっては、以下に示すように、「一定の論理性」を確保し、定量的な情報等さらなる「具体性」を持って説明できるように具体的な工夫を行う。

● 政策アセスメント（事前評価、事業評価方式）

新たに導入しようとする施策の企画立案等に対して、その必要性、効率性、有効性といった観点から評価する手法。



(2) 「目的に照らして」行う評価

評価書の「施策等の目的」欄において、「政策目標」、「施策目標」が明示されることで、政策アセスメントの対象となる予算、施策等の「政策目標」等が、省全体での施策体系の中での確に位置付けされ、その必要性や有効性の検討が全省的な目的意識をもった観点で行われることになる。さらに、新たな施策を検討し、企画・立案する際には、省全体の観点から目標達成に向け統一性を持たせることにつながる。

政策アセスメントを実施した施策については、一定の時間経過後において政策チェックアップ等による事後評価・検証を行う。政策アセスメントを行う施策等について、適当な「業績指標」がない場合や政策レビューでの事後評価によることができない場合でも、当該施策等が目的を達成したか否かを事後に判断するための「検証指標」を設定し、事後検証シートによる検証を行う。

5 個別公共事業評価（新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式）

個別公共事業の評価は、政策評価に関する国土交通省の取組みの中で、もっとも先行して行われてきたものである。国土交通省では、平成10年度より、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）を実施してきた。さらに平成15年度より、事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討するための評価（完了後の事後評価）を実施してきた。

なお、政策評価法においては10億円以上の事業について事前評価を実施することが義務付けられているが、国土交通省においては金額にかかわらず評価を実施することとしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等については3年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（直轄事業等については5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

これらの事業評価は、国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に実施するものである。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等の視点で事業の見直しを実施する。

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、原則として、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴取することとしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価についても、同様に、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、各事業の新規事業採択時評価、再評価、完了後の事後評価の一連の経緯が一目でわかるよう一括整理する「事業評価カルテ」を取りまとめ、評価の一層の透明性の確保を図っている。

事業評価カルテは、直轄事業等についての平成16～30年度の評価結果をホームページ（<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）に掲載しており、様々な立場の人が評価結果を見ることができるよう、費用便益分析などのバックデータを合わせて公表している。

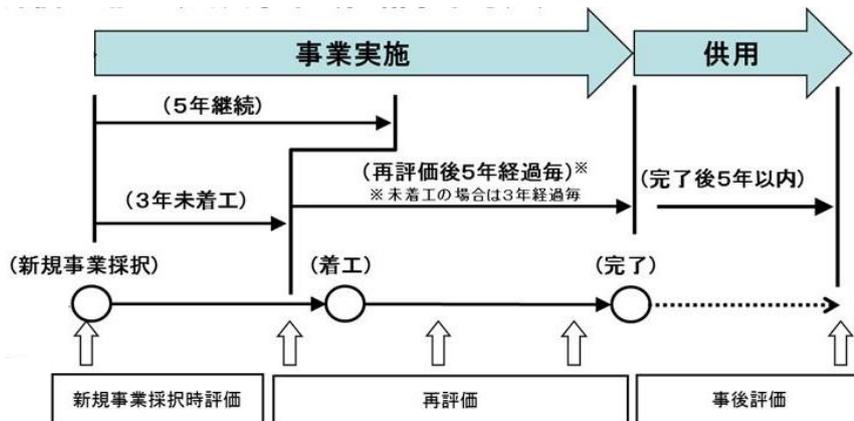
● **個別公共事業評価（新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式）**

個別の公共事業について、以下の各段階で評価を実施：新規事業の採択時（新規事業採択時評価）、事業採択後一定期間経過時（再評価）、事業完了後（完了後の事後評価）。

● **評価対象**

国土交通省が所管する公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。

● **事業評価の流れ（例：直轄事業等）**



● **評価結果の公表**

各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表

検索条件
 評価年度: []
 評価段階: []
 所管部署: [] 事業種別: []



事業名	A事業	新規事業採択時評価
担当課 (担当課長名)	〇〇局〇〇課 (課長 〇〇〇〇)	
事業期間	平成〇年度～平成〇年度	
目的・必要性		再評価
便益の主な根拠		
事業全体の投資効率性	・総便益、総費用、B/C等を記載	完了後の事後評価
事業の効果等		
対応方針	継続	
今後の事業評価の必要性		

URL : <http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>

6 個別研究開発課題評価（事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式）

国土交通省においては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月28日内閣総理大臣決定（その後4次にわたり改定され、現在は、平成28年12月21日内閣総理大臣決定））を踏まえ、国費を投入して実施される研究開発に係る評価の実施の際、配慮しなければならない共通事項、具体的な評価方法等を取りまとめた「国土交通省研究開発評価指針」（平成14年6月制定、平成26年3月改訂）に基づいて評価を実施してきた。

個別研究開発課題の評価は、研究開発に係る重点的・効率的な予算、人員等の配分に反映させるとともに、評価結果を公表することで国民に対する説明責任を果たすことを目的として実施している。

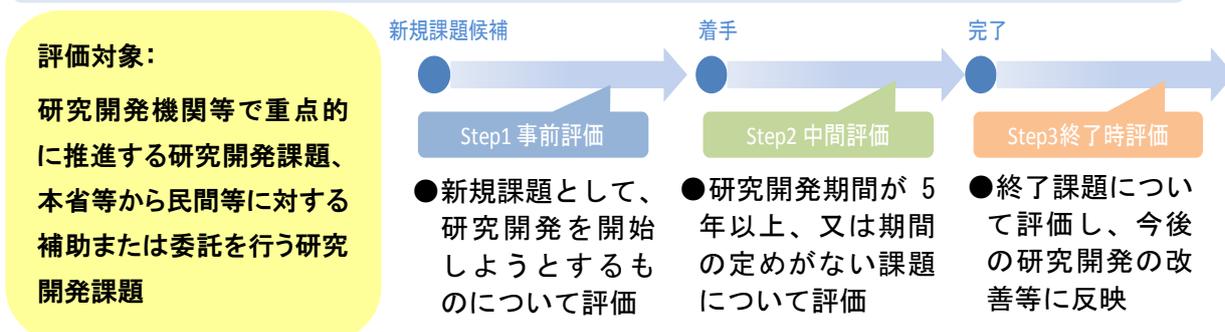
事前評価は、新たに開始しようとする新規課題について評価を実施し、重点的・効率的な研究開発の実施につなげるものである。中間評価は、研究開発期間が5年以上の課題又は期間の定めのない課題について、3年程度を目安に評価を実施し、研究の進捗やこれまでの研究開発成果を確認することで、研究計画の見直し等を通じた今後の重点的・効率的な研究開発の実施につなげるものである。終了時評価は、研究開発が終了した課題について評価を実施し、研究開発成果やその活用状況等を確認することで、必要に応じて関連する研究開発課題や今後の研究開発の実施に係る制度の改善等につなげるものである。

なお、政策評価法においては10億円以上の研究開発について事前評価を実施することが義務付けられているが、国土交通省においては金額にかかわらず評価を実施する。

また、個別研究開発課題の評価に当たっては、その公正さを高めるため、個々の課題ごとに積極的に外部評価（評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする評価）を活用することとしており、当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家により、研究開発の特性に応じた評価を実施する。

個別研究開発課題評価（事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式）

研究開発課題を対象に「事前評価」「中間評価」「終了時評価」を実施。



7 規制の政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

規制の政策評価には、規制の導入段階で行う事前評価と規制の実施後に行う事後評価がある。

規制の事前評価（R I A : **Regulatory Impact Analysis**）は、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法である。

欧米など諸外国においては、規制の事前評価が 1980 年代から実施されており、既存の規制に対する見直しの動き、政策評価重視の流れの中で、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）において、平成 16 年度より各府省において R I A を試行的に実施することとされ、平成 16 年 8 月 13 日に内閣府規制改革・民間開放推進室が、R I A の試行的実施に関する実施要領を定めた。

これを受けて、国土交通省の政策評価においても、平成 16 年度の政策アセスメントから、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴うものについては、規制の内容、規制の費用分析、規制の便益分析、想定できる代替手段との比較考量、規制を見直す条件、レビューを行う時期等の各項目について試行的に分析を行っており、平成 19 年 9 月までに計 27 件について実施した。

政策評価法施行令の改正により、平成 19 年 10 月から規制の事前評価が義務付けられることとなり、これを円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）が策定された。

国土交通省においては、平成 19 年 10 月に国土交通省政策評価基本計画（以下「基本計画」）の変更を行い、規制の事前評価を本格的に開始した。更に、平成 21 年 3 月に基本計画を変更し、政策アセスメントと区別し「規制の事前評価（R I A）（事業評価方式）」として位置付けるとともに、各府省に義務付けられていない事後検証を実施することとした。

さらに、平成 29 年 7 月に政策評価法に基づく「政策評価に関する基本方針」（以下「政策評価基本方針」）が改正され（平成 29 年 7 月 28 日閣議決定）、平成 29 年 10 月より規制の政策評価として事前評価とともに事後評価が義務付けられたことから、国土交通省では、基本計画等を改正し、これまで自主的に行ってきた事後検証を、規制の事後評価として制度化した。

平成 29 年 10 月以降の規制の政策評価においては、事前評価において、規制の目的、内容、必要性を明らかにし、規制に係る費用と効果、便益の分析、代替案との比較等を行い、事後評価において、規制の導入時の必要性等が一定期間経過後も不変であるかの検証を行っている。（表 5、表 6 参照）

● 規制の政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

法律又は政令により規制の新設又は改廃を対象に「事前評価」「事後評価」を実施。

評価対象：

法律及び政令の制定・改廃

※省令等は努力義務

規制の意義：

国民の権利・自由を制限し、又はこれに義務を課するもの
(規制の緩和を含む)

実施時期：

《事前評価》

法律→法律案の閣議決定前

政令→パブリックコメント手続前

(パブコメ手続対象外の場合は閣議決定前)

《事後評価》

事前評価書記載の時期

表 5：規制の事前評価の実施件数

年度	平成16～18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	27	11	6	8	6	12	13	16	10	10	16	12	5

(注)

- ・平成19年度については、全て平成19年10月に実施が義務付けられて以降の実施件数である。
- ・平成30年度については、平成30年11月末までの実施件数である。

表 6：規制の事後検証及び事後評価の実施件数

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	2	1	2	5	17

(注)

- ・平成28年度以前は、自主的に行った事後検証の実施件数である。
- ・平成29年度以降は、各府省に義務付けられた事後評価の実施件数である。

8 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

租税特別措置等に係る政策評価は、租税特別措置等の透明化を図るとともに、政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために実施している。

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、すべての租税特別措置について抜本的に見直しを行い、その抜本的な見直しに関しては「政策評価を厳格に行う」とされたことを受け、平成 22 年 5 月、政策評価法施行令及び政策評価基本方針の改正、また、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）が策定され、租税特別措置等に係る政策評価が導入された。

事前評価は、租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際に実施するものであり、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際には、必ず実施しなければならないこととされている。また、事後評価は、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等について、事後評価実施計画に定めるものについて実施するものとされている。

● 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行う際に「事前評価」を実施、既存については一定期間毎に「事後評価」を実施。

評価対象：

法人税、法人住民税及び
法人事業税に係る租税特
別措置等

事前評価

税制改正要望事項とし
て、新設、拡充又は延
長をするものについて
評価を行う。

事後評価

既存の租税特別措置等につい
て 5 年に 1 回は評価を行う。

※用語の定義(政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定)による)

[実績評価方式]

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

[総合評価方式]

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

[事業評価方式]

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

(注)「事業評価」は、個別公共事業に係る事前及び事後の評価を指すものとして用いられることがある。

第2章 国土交通省における政策評価の取組み

1 基本計画の策定の経緯

基本計画の策定以降、近年の主な変更の内容は、以下の通りである。

平成14年4月	施行（平成20年度まで毎年度策定）
平成21年3月	・平成21年度～平成25年度の5年間を対象とする計画を策定 ・政策評価の目的を変更
平成22年7月	租税特別措置等に係る政策評価の導入に伴う変更
平成23年9月	政策チェックアップについて、施策目標単位の評価を導入
平成24年9月	第3次社会資本整備重点計画の策定に伴う変更
平成26年3月	・平成26年度～平成30年度の5年間を対象とする計画を策定 ・政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況の把握について規定
平成28年1月	・政策チェックアップにおいて、「関連指標」を「参考指標」に変更
平成28年4月	政策チェックアップに係る業績指標のうち、主要な指標の位置づけの明確化
平成29年8月	規制の政策評価における事後評価の導入に伴う変更

なお、平成31年度から平成36年度の5年間を対象とする新たな基本計画については、国土交通省政策評価会における同評価会の有識者から意見、助言等も聴取しつつ、平成31年3月までに新たな計画を策定することとしている。

2 平成29、30年度における政策評価への取組み

(1) 政策チェックアップ

総務省の「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）により、各行政機関における評価の標準的な指針が示され、平成26年度より全府省庁共通の取組として行っていくことが決まった。

主な内容は以下のとおりである。

- ・各行政機関共通の施策の評価区分として、「目標超過達成」、「目標達成」、「相当程度進展あり」、「進展が大きくない」、「目標に向かっていない」の5段階区分を導入。
- ・基本計画期間（3～5年）内に少なくとも一度は評価を行い、評価を行わない年度は、同ガイドラインに基づき作成する事前分析表等において、実績の測定（モニタリング）を実施。

（注）事前分析表：目標管理型政策評価の評価対象となる施策レベルの政策について、目的、目標（指標）、それらの達成手段（要するコスト（予算・決算情報）を含む）、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を分かりやすく整理し、事後検証に資するために作成するもの。

国土交通省では同ガイドライン策定を受けて、2年毎に評価を実施することとし、評価を実施しない年は実績の測定（モニタリング）を行うこととしている。（評価を実施する年にも、モニタリングとしての実績値の公表は実施。）

①指標の設定

平成29年度は、平成30年度事後評価実施計画（平成29年8月策定、平成30年3月変更）に、

141の業績指標（細分類を含めると191）、97の参考指標（細分類を含めると169）を位置づけた。

平成30年度は、平成31年度事後評価実施計画（平成30年8月策定）に、141の業績指標（細分類を含めると193）、97の参考指標（細分類を含めると167）を位置づけた。平成30年度事後評価実施計画から、目標年度到来に伴う目標年度の再設定や指標の廃止等、14件の見直しを行った。

<指標見直しの例：目標年度到来に伴う目標年度の再設定>

<平成30年度事後評価実施計画>

<平成31年度事後評価実施計画>

業績指標名	業績目標		業績指標名	業績目標	
	初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
71 外航海運事業者が 運航する日本船舶の 隻数	150隻 (平成24年度)	約262隻 (平成29年度)	71 外航海運事業者が 運航する日本船舶の 隻数	237隻 (平成29年度)	約300隻 (平成34年度)

②実績の測定（モニタリング）（平成29年9月、平成30年9月実施）

平成29年9月、平成30年9月に、事前分析表の作成に合わせ、業績指標及び参考指標の実績の測定（モニタリング）を実施した。

以下ホームページに掲載。

- ・事前分析表

(http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000050.html)

- ・モニタリング結果

(http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000007.html)

③平成28年度政策チェックアップ結果（平成29年8月実施）

平成27、28年度の実績について平成29年8月に政策チェックアップを実施し、13の政策目標を実現するための具体的な施策目標（44）、業績指標（業績指標項目141、細分類を含む業績指標数194）を対象として評価を実施し、評価書を取りまとめた。

施策目標毎の評価書、評価結果一覧表については、以下ホームページに掲載。

- ・評価書

(http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000007.html)

- ・評価結果一覧表

（施策目標単位）表7参照

（業績指標単位）<http://www.mlit.go.jp/common/001199411.pdf>

○施策目標の評価結果と評価基準

評価区分	平成 28 年度 (平成 29 年 8 月実施)	平成 26 年度 (平成 27 年 8 月実施)	施策目標の評価の目安
①目標超過 達成	0 件 (0%)	4 件 (9.1%)	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての業績指標で目標値を達成 ・主要な業績指標が目標を大幅に上回る
②目標達成	12 件 (27.3%)	11 件 (25.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての業績指標で目標値を達成 ・主要な業績指標が目標を大幅に上回っていない
③相当程度 進展あり	12 件 (27.3%)	14 件 (31.8%)	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値を達成していない業績指標あり ・主要な業績指標はおおむね目標に近い実績 ・相当な期間を要せずに目標達成が可能
④進展が大 きくない	20 件 (34.1%)	15 件 (34.1%)	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値を達成していない業績指標あり ・主要な業績指標が目標に近い実績を示さなかった ・目標達成には相当な期間を要する
⑤目標に向 かってい ない	0 件 (0%)	0 件 (0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値を達成していない業績指標あり ・施策としても目標達成に向けて進展していない ・現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがない

(参考) 平成 24 年度以前の施策目標の評価結果と評価基準

評価対象年度	平成 24 年度 (平成 25 年 8 月実施)	平成 23 年度 (平成 24 年 9 月実施)	平成 22 年度 (平成 23 年 9 月実施)
①順調である	26 件 (59.1%)	12 件 (27.3%)	14 件 (29.8%)
②おおむね順調である	13 件 (29.5%)	23 件 (52.3%)	19 件 (40.4%)
③努力が必要である	5 件 (11.4%)	9 件 (20.5%)	14 件 (29.8%)

○業績指標の評価結果

対象年度	平成 28 年度 (平成 29 年 8 月実施)	平成 26 年度 (平成 27 年 8 月実施)	平成 24 年度 (平成 25 年 8 月実施)	平成 23 年度 (平成 24 年 9 月実施)	平成 22 年度 (平成 23 年 9 月実施)	平成 21 年度 (平成 22 年 7 月実施)
A 評価 (成果を示し ている)	107 件 (55.1%)	129 件 (59.7%)	161 件 (69.1%)	156 件 (60.5%)	164 件 (59.6%)	199 件 (69.3%)
B 評価 (成果を示し ていない)	75 件 (38.7%)	83 件 (38.4%)	58 件 (24.8%)	96 件 (37.2%)	106 件 (38.5%)	75 件 (26.1%)
N 評価 (実績値が得 られず判断で きない)	12 件 (6.2%)	4 件 (1.8%)	14 件 (6.0%)	6 件 (2.3%)	5 件 (1.8%)	13 件 (4.5%)

表7：施策目標の評価結果一覧

○ 暮らし・環境		評価結果
1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		④進展が大きくない
2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		④進展が大きくない
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
3 総合的なバリアフリー化を推進する		④進展が大きくない
4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		②目標達成
5 快適な道路環境等を創造する		④進展が大きくない
6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する		③相当程度進展あり
7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		③相当程度進展あり
8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する		④進展が大きくない
3 地球環境の保全		
9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		④進展が大きくない
○ 安全		
4 水害等災害による被害の軽減		
10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		③相当程度進展あり
11 住宅・市街地の防災性を向上する		④進展が大きくない
12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		④進展が大きくない
13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		④進展が大きくない
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		③相当程度進展あり
15 道路交通の安全性を確保・向上する		③相当程度進展あり
16 自動車事故の被害者の救済を図る		②目標達成
17 自動車の安全性を高める		④進展が大きくない
18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		④進展が大きくない
○ 活力		
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		④進展が大きくない
20 観光立国を推進する		②目標達成
21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する		③相当程度進展あり
22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する		②目標達成
23 整備新幹線の整備を推進する		②目標達成
24 航空交通ネットワークを強化する		③相当程度進展あり
7 都市再生・地域再生の推進		
25 都市再生・地域再生を推進する		③相当程度進展あり
8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
26 鉄道網を充実・活性化させる		④進展が大きくない
27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		③相当程度進展あり
28 都市・地域における総合交通戦略を推進する		④進展が大きくない
29 道路交通の円滑化を推進する		②目標達成
9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		③相当程度進展あり
31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		②目標達成
32 建設市場の整備を推進する		③相当程度進展あり
33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る		④進展が大きくない
34 地籍の整備等の国土調査を推進する		④進展が大きくない
35 自動車運送業の市場環境整備を推進する		②目標達成
36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		③相当程度進展あり
○ 横断的な政策課題		
10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
37 総合的な国土形成を推進する		④進展が大きくない
38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		②目標達成
39 離島等の振興を図る		④進展が大きくない
40 北海道総合開発を推進する		②目標達成
11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
41 技術研究開発を推進する		②目標達成
42 情報化を推進する		④進展が大きくない
12 国際協力、連携等の推進		
43 国際協力、連携等を推進する		④進展が大きくない
13 官庁施設の利便性、安全性等の向上		
44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する		②目標達成

(2) 政策レビュー

平成 29 年度には、「津波防災地域づくりに関する法律」「強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築－総合物流施策大綱（2013-2017）－」「離島地域における振興施策」「海運からの温室効果ガス排出削減策」の 4 テーマについて評価書を取りまとめ、平成 30 年 3 月に公表した。

各テーマの評価結果の概要は表 8（P28～37）のとおり。詳細は以下ホームページに掲載。

(http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000008.html)

表 8：平成 29 年度取りまとめの政策レビュー（概要）

津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策（1/3）

政策の効果等

評価の目的・必要性

将来起こりうる津波災害の防止・軽減を図るためには、津波防災地域づくりに関する法律等に基づくハード・ソフトの施策により、津波防災地域づくりの総合的な推進を図る必要がある。

そこで、本政策レビューでは、同法に基づく施策のより一層の推進を図るため、同施策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策の実施状況や効果について評価を行い、今後の施策に反映させることを目的とする。

対象政策

津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策（技術的支援、人的支援）を対象とする。

政策の目的

将来起こりうる最大クラスの津波を想定し、全国において津波防災地域づくりの総合的な推進を図ることで、津波災害の防止・軽減を図る。

評価の視点

津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策（津波浸水想定の設定、推進計画の作成、警戒区域の指定）の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策について、それぞれの実施状況等から評価する。

評価の手法

津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策等に関し、都道府県・市町村等より聴取した情報等を基にして評価を行う。

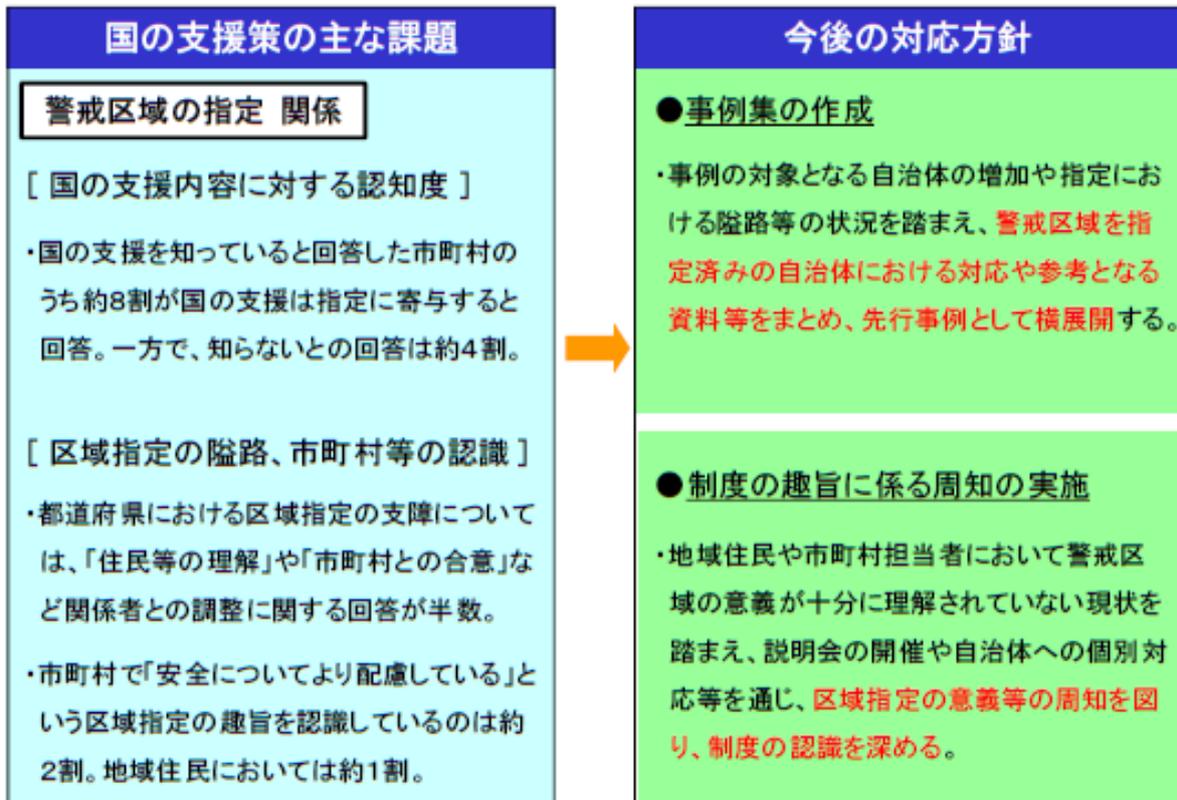
評価結果

- ・津波浸水想定については、33道府県において設定されている。残りの都県・地域についても、早期に設定がなされるよう引き続き支援を実施予定。
- ・推進計画の作成については、これまで、ガイドラインの策定や研修の実施等の支援を国として行ってきたところ、作成を検討中の市町村数がこの一年で大幅に増加するなど、一定の成果が見られる。
- ・一方で、計画作成済みの市町村は現在9市町で、計画作成のさらなる推進を図るためには、国の支援策について、現状分析を通じて課題を明らかにし、今後の対応を検討することが必要。
- ・警戒区域の指定については、これまで、説明会の開催や自治体への個別の対応等の支援を国として行ってきたところ、6府県において津波災害警戒区域の指定の実績がある。
- ・区域指定のさらなる推進を図るためには、国の支援策について、現状分析を通じて課題を明らかにし、今後の対応を検討することが必要。

津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策（2/3）

国の支援策の主な課題	今後の対応方針
<p>共通事項</p> <p>[支援体制について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進計画の作成、警戒区域の指定における課題を解決するために、より強力な支援体制が必要。 	<p>●支援体制の構築及び周知の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本省、地方整備局や都道府県の関係部局で支援体制を構築し、自治体に津波防災地域づくりの必要性等について理解を求め、積極的な調整・助言を行う。 ・津波浸水想定が設定されていても具体的な取組に至っていない自治体の首長等に直接働きかけを行い、取組の必要性等について喚起する。
<p>推進計画の作成 関係</p> <p>[計画作成に当たっての隘路]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画未作成の市町村に尋ねたところ、担当者不足、具体的な計画のイメージがわからない、計画作成の手順・方法がわからない等の回答が多数。 ・計画既作成の市町村に尋ねたところ、関係部署間の調整、関係主体との協議等を作成時に苦労した点として挙げた市町村が多数。 ・計画を未作成の市町村と既作成の市町村等とでは、推進計画の作成に関する認識に乖離が存在。 <p>[国の支援内容に対する認知度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国による支援内容を認知している市町村の大半は、これらの支援が計画作成に役立つと認識。 ・一方で、市町村の約4分の1が国の支援内容を全く知らない状況。 	<p>●推進計画作成ガイドラインの改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画作成の主担当部局の決め方等を含む計画作成のプロセス等を明らかにし、より実用的なガイドラインに改定する。 ・計画作成の省力化・効率化を図るため、国土強靱化地域計画など既存の防災関連計画等の活用について整理する。 <p>●デリバリー型サポートの立上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村に寄り添ったきめ細やかな支援を行う体制を構築し、計画の作成を検討する市町村職員に対して、直接アドバイスを行う。 ・各自治体が抱える課題に応じて、計画既作成の市町村の担当者、学識経験者等の有識者の紹介を行う。 ・市町村へのアドバイス後には、国が実施した支援内容を都道府県に共有し、都道府県による市町村の取組の後押しを促進する。 ・津波浸水想定が設定されていても計画作成に至っていない市町村の首長等に直接働きかけを行い、計画作成の必要性等について喚起し、計画作成を促していく。 <p>●ダイレクト型情報発信の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村における計画の作成状況や説明会の開催状況など、近隣市町村との取組状況の横比較ができる情報を市町村に直接提供する。 ・その他、ガイドライン改定のポイント、研修開催案内・結果概要等の基礎情報について、計画作成の検討段階に応じたきめ細やかな情報提供を行う。

津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策（3/3）



強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築

—総合物流施策大綱（2013-2017）—（1/2）

政策の効果等

評価の目的・必要性

政府における物流施策や物流行政の指針を示し、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図るものとして平成25年6月25日に閣議決定された「総合物流施策大綱（2013-2017）」（以下「25年大綱」という。）が、今般、目標年次としている2017年を迎えた。

また、25年大綱策定後、我が国の物流をめぐる環境は、人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足の顕在化や情報通信技術（ICT）等の技術革新等、様々な変化が生じている。

このような状況を踏まえ、本政策レビューでは、25年大綱に基づく「総合物流施策推進プログラム」（平成25年9月20日総合物流施策推進会議決定）の総合的な評価を行い、物流を取り巻く状況変化を踏まえた評価結果の考察と今後の物流政策の基本的方向性を提示する。

対象政策・政策の目的

25年大綱に基づき、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図ることを目的として取りまとめた「総合物流施策推進プログラム」を評価の対象とする。

評価の視点・評価の手法

■視点

・「総合物流施策推進プログラム」に盛り込まれている施策のうち、他省庁が実施の中心となるものを除外した施策の進捗状況

・25年大綱策定後の物流を取り巻く状況変化

■手法

「総合物流施策推進プログラム」に盛り込まれている各施策の目標達成状況を評価したうえで、評価結果について物流を取り巻く状況変化を踏まえて考察を行い、物流政策における課題を整理する。

評価結果

【各施策の目標達成状況】

「総合物流施策推進プログラム」に盛り込まれている128施策のうち、他省庁が実施の中心となるものを除外した107施策（目標数127）について進捗状況を確認した。

127目標のうち、約46%については、目標を達成し、約43%については、今後の達成見込みがある一方で、約9%については、今後の達成見込みがない状況である。

また、評価を通じて、「定量的なアウトカム指標の設定」や「プログラム期間中に目標年次が到達しない目標の解消」といった問題点が挙げられており、新たなプログラム策定の際は、このような問題点に対して工夫が必要と考えられる。

【評価結果の考察と今後の物流施策の基本的方向性】

本政策レビューでは、評価結果（目標達成状況）について、下記の物流を取り巻く状況変化を踏まえて考察するとともに、物流政策における課題を整理し、今後の物流政策の基本的方向性を示した。（課題及び対応方針は次頁参照）

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| ①ASEAN等のアジア諸国との関係の深化 | ④ハードインフラの整備の進展 |
| ②人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力不足の顕在化とトラック産業の課題 | ⑤IoT、BD、AI等の新技術の登場 |
| ③社会構造の変化と物流に要求される機能の変化 | ⑥地球環境問題への対応 |
| | ⑦震災等の自然災害への対応 |

強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築

—総合物流施策大綱（2013-2017）—（2/2）

主な課題	今後の対応方針
<p>①ASEAN等のアジア諸国との関係の深化</p> <p>アジア諸国の消費市場としての成長や我が国産業のアジア地域の生産拠点拡大に伴って、グローバルなサプライチェーンの円滑化・効率化を一層推進することが求められている。</p>	<p>我が国の高品質なコールドチェーン物流サービス等の国際標準化を一層推進する。このためには、物流事業者及び政府向けのガイドラインの作成や小口保冷輸送サービスに関するPAS規格の普及及びISO化に向けた取組等の検討が必要。</p>
<p>②人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力不足の顕在化とトラック産業の課題</p> <p>トラックドライバーの高齢化や労働力不足が深刻化しており、トラック産業において取引環境・労働条件を改善し、その担い手を確保することが課題となっている。</p>	<p>トラック事業の経営環境改善や女性運転手の確保等を引き続き推進するとともに、「働き方改革」の一環として、新技術の活用等による荷待ち・荷役時間の短縮、再配達の削減、中継輸送方式の普及等のトラック運送業の労働環境改善、多様な人材の確保・育成等の取組を一層推進する。</p>
<p>③社会構造の変化と物流に要求される機能の変化</p> <p>近年、消費者のライフスタイルの変化等に応じて、物流に対するニーズも大きく変わってきており、輸送の小口・多頻度化による輸送効率の低下が懸念されている。さらに、物流に付帯するサービスの範囲が拡大しており、複雑化するニーズへの的確な対応が課題となっている。</p>	<p>荷主、物流事業者等の様々な関係者が連携・協働して物流の効率化及び付加価値の向上を図るため、物流総合効率化法の枠組みの活用や、官民による検討の場を通じ、データや荷姿などに関する事業者間での共通ルールの設定や全体での標準化の促進等の取組を推進する。</p>
<p>④ハードインフラの整備の進展</p> <p>三大都市圏環状道路をはじめとする高規格幹線道路網等の整備等、物流を支えるハードインフラの整備を着実に進めてきており、今後は、更なる既存インフラのストック効果の最大化を図るとともに、インフラ間を繋ぐモーダルコネクットの強化を促進することが重要となっている。</p>	<p>ピンポイント渋滞対策の強化等の道路輸送の機能強化や国際コンテナ戦略港湾での大水深コンテナターミナルの整備等による海上輸送の機能強化等を図るとともに、空港、港湾、鉄道駅等との拠点と高速道路のアクセスの強化や高速道路と施設の直結の促進等によるモーダルコネクットの強化を図る。</p>
<p>⑤IoT、BD、AI等の新技術の登場</p> <p>第4次産業革命時代に入り、データの活用等による大幅な生産性向上が期待される状況となっている中、物流分野における課題解決のために、新技術の活用が重要となっている。</p>	<p>トラックの隊列走行の実現やドローンの活用等、新技術を活用することにより、サプライチェーン全体の効率性・生産性向上を図るとともに、物流における人手不足等の課題解決を図る。</p>
<p>⑥地球環境問題への対応</p> <p>物流分野におけるCO₂排出量は減少傾向であるが、国際約束を遵守しつつ、我が国経済の成長を持続させるためには、その基盤となる物流が環境面においても持続可能である必要があり、地球温暖化対策を着実に進めることが重要である。</p>	<p>「地球温暖化対策計画」に掲げる我が国の温室効果ガス削減目標の達成のために、再配達の削減、モーダルシフトの推進、自動車の単体対策、鉄道・船舶・航空・物流施設における低炭素化の推進等を行う。</p>
<p>⑦震災等の自然災害への対応</p> <p>熊本地震への対応では、支援物資輸送を担う多様な関係者の役割分担が明確でなかったことや、輸送拠点から避難所等に至るラストマイルの輸送の混乱が生じたこと等の課題が顕在化した。</p>	<p>緊急物資の輸送・保管に関して地方自治体と物流事業者等間での輸送協定等の締結促進、物流事業者によるBCPの策定促進を行い、輸送拠点から避難所に至るラストマイルの着実な輸送を含めた支援物資輸送の円滑化等を図る。</p>

離島地域における振興施策（1/3）

政策の効果等

評価の目的・必要性

経済社会情勢の変化を踏まえ、離島振興施策の成果と課題を明らかにすることにより、今後の離島振興施策の検討に資することを目的とする。

対象政策

現行の離島振興法（10年間の時限立法）が施行された平成25年度以降に実施された離島振興施策。（本施策は「離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針」（以下「離島振興基本方針」という）及び各都道府県の「離島振興計画」に基づき実施されている。）

評価の視点

以下の3つの視点から施策の評価を行う。

- ①離島振興基本方針や離島振興計画に基づき離島振興施策は確実に実施されたか。
- ②実施された離島振興施策はどのような成果をもたらしたか。
- ③実施された離島振興施策の課題は何か。

評価の手法

以下の手法により評価を実施する。

- ①アンケート調査による離島振興施策の取組状況の把握・分析
- ②統計データを用いた離島振興施策の把握・分析

評価結果

離島振興施策個別14分野の評価^{注1)}

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○分野別の離島振興施策の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・各分野の離島振興施策の取組割合は、平成24年度から平成27年度にかけておおむね増加している。 ○統計データによる評価 <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産生産額は下げ止まりの兆し ・医師数・看護師数・歯科医師数はほぼ横ばい ・学校数・児童数・生徒数の減少率が全国より大きい ・観光入込客数は下げ止まり | <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県・市町村による取組状況の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・各分野おおむね「計画以上または計画通りの成果が出た」と回答。 ○都道府県・市町村・島民が指摘する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・人材（農林漁業者や医師・看護師、取組を行う人材を含む）の確保が難しい ・小学校・中学校がなくなり活気がなくなる等 |
|---|---|
- （注1）離島振興基本方針のうち離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項とされる14分野（交通・通信、産業、医療、教育・文化、人材の確保・育成等）について都道府県・市町村・島民アンケート結果や統計データにより分野毎に評価。

アンケート結果による離島振興施策の総合的評価^{注2)}

- | <ul style="list-style-type: none"> ○離島振興施策の全体評価 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の約88%、市町村の約77%が「計画通りの成果が出た」と回答。 ○都道府県・市町村が指摘する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保育成 ・新たな産業の育成 ・既存産業の強化 ・雇用機会の確保 ・交流人口の拡大 | <table border="1"> <caption>アンケート結果による離島振興施策の総合的評価</caption> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>都道府県 (%)</th> <th>市町村 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>達成した結果、計画以上の成果がでた</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>達成した結果、計画通りの成果がでた</td> <td>88</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>達成した結果、計画を下回る成果しかでなかった</td> <td>0</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>全く、またはほとんど取組を実施していない</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> | 評価項目 | 都道府県 (%) | 市町村 (%) | 達成した結果、計画以上の成果がでた | 12 | 8 | 達成した結果、計画通りの成果がでた | 88 | 77 | 達成した結果、計画を下回る成果しかでなかった | 0 | 15 | 全く、またはほとんど取組を実施していない | 0 | 0 |
|---|---|---------|----------|---------|-------------------|----|---|-------------------|----|----|------------------------|---|----|----------------------|---|---|
| 評価項目 | 都道府県 (%) | 市町村 (%) | | | | | | | | | | | | | | |
| 達成した結果、計画以上の成果がでた | 12 | 8 | | | | | | | | | | | | | | |
| 達成した結果、計画通りの成果がでた | 88 | 77 | | | | | | | | | | | | | | |
| 達成した結果、計画を下回る成果しかでなかった | 0 | 15 | | | | | | | | | | | | | | |
| 全く、またはほとんど取組を実施していない | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | |
- （出典）H28年度国土交通省離島振興調査
 □ 都道府県、市町村の全体評価（アンケート結果）
 （注2）離島振興施策全般について都道府県・市町村アンケート結果により評価。

離島地域における振興施策 (2/3)

人口増減データによる離島振興施策の総合的評価

○平成22年度から平成27年度の離島地域の総人口の推移

- ・離島の人口は減少しているが、平成27年度末実績人口(35.9万人)は目標人口^(注3)(35.3万人)を上回った。
- ・また、離島活性化の取組の効果もあり、一部の離島(鹿児島県十島村や新潟県粟島浦村等)では人口が増加している。

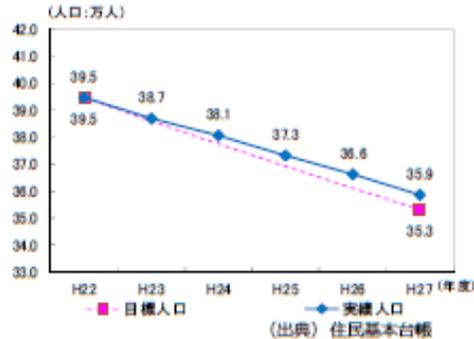


図 離島地域の総人口の推移

○産業・雇用が人口減少に及ぼす影響

- ・一次産業生産額が減少している離島は人口減少が著しい傾向。
- ・また、島民へのアンケートでは、**定住・移住には、島で働き、稼げる環境が重要**と回答。

人口減少を防止するためには「なりわい」の安定的な確立を図ることが重要。



図 離島で暮らす上で最も重要なもの (島民へのアンケート調査)

○小学校の有無が人口減少に及ぼす影響

- ・平成22年から平成27年の人口の推移と小学校の有無を見ると、**小学校がない離島では小学校がある離島と比較し人口減少が著しい**。

人口減少を防止するためには**小学校を維持することが重要**。

		(島数(離島のうちの割合))		合計(島数)
		平成22年から平成27年の人口減少が		
		2割までにとどまっている	2割より大きい	
小学校の有無	H26時点で存続	112 (71%)	45 (29%)	157
	H22~H26に廃校	5 (38%)	8 (61%)	13
	H17~H21に廃校	2 (40%)	3 (60%)	5
	H17以前に小学校が無い	34 (44%)	43(56%)	77

(出典) 離島統計年報2006,2011,2015,H22,H27国勢調査

図 人口の推移と小学校の存続・廃校の有無

○人口が増加した離島等の事例

平成22年から平成27年にかけて人口が増加した離島(17島)の事例及び移住者が増加した離島の事例より、その要因は以下のいずれかが関連していると考えられる。

- 【産業・雇用】 漁業や農業、観光の振興、商品開発や製品の販路開発等の付加価値向上等により「なりわい」をつくり、地域で経済を廻している。
- 【人材の確保・育成】 若い世代を離島へ呼ぶため、TV等のメディアやHP、定住促進イベント等を活用し離島の魅力の情報発信を行いながら、空家改修等の住宅への支援や就業指導、困りごとに対する相談等の**定住促進施策を実施**するとともに、地域おこし協力隊を導入する等の**新たな人材を確保**している。
- 【教育】 子育て環境を充実させるため、離島留学へ取り組み、**小中学校の維持・充実**を図っている。

(注3) 国土交通省政策チェックアップ「施策目標39:離島等の振興を図る」の業績指標。平成27年度末目標人口は、離島地域の平成22年度末の人口を初期値とし、離島地域人口増減率(平成20年度から平成22年度の平均値)と全国人口増減率(平成22年度から平成27年度の推計値)を掛け合わせた値を用いている。

離島地域における振興施策（3/3）

主な課題と今後の対応方針

今後の離島振興において、島民及び島の自治体の離島活性化の取組方針が定まっていること（鍵となる利害関係者間で理解・共有され、ある程度の合意形成が図られていること）が重要である。方針が定まっていることは、活性化策実行にあたって重要な上、用いるべき資源の質及び量の特定につながり、島内外の資源の有効活用につながるからである。

また、取組方針が定まっていない離島においては、知見を有する専門家・任期付採用者等の第三者が、島が有する価値ある資源の棚卸し・振興方針の企画立案・有効な提言・当事者間の利害調整等の役割を担うことも有効と考えられる。

なお、取組方針の具体的な内容やその重点は島毎に異なるため、一律の処方箋は描けない。また方針次第で必要な振興策（資源）は変わるため、全ての振興策を用いる必要もない。

下記は個別論として、離島における人口の著しい減少に歯止めをかける可能性が高いと思われる振興分野の今後の方針を記したものである。

主な課題	今後の対応方針
【産業・雇用】 ・都道県・市町村が指摘する課題として、新たな産業の育成、既存産業の強化、雇用機会の確保等がある ・島民のアンケートでは、定住・移住には、島で働き、稼げる環境が重要と回答 ・人口が増加した離島等の事例では、産業振興・付加価値向上等により「なりわい」をつくり、地域で経済を廻している	それぞれの離島の特性に応じ、例えば以下の取組を行うことが重要 【なりわいの安定的な確立】 漁業や農業の振興、都市部への製品の売り込み・新たな冷凍技術の活用・新たな加工品の開発等による商品開発や製品の販路開拓等の付加価値向上が効果的
【人材の確保・育成】 ・都道県・市町村・島民が指摘する課題として、人材の確保が難しい等がある ・人口が増加した離島等の事例では、若い世代を離島へ呼ぶため、離島の魅力の情報発信を行いながら、定住促進の取組を実施するとともに、地域おこし協力隊等の新たな人材を確保している	【情報発信や新たな人材の確保、定住促進の取組】 TV等のメディアやHP、SNS、定住促進イベント等を活用し離島の魅力の発信を行うとともに、UJターン者や地域おこし協力隊等の新たな人材の確保、空家改修等の住宅への支援や就業指導、困りごとに対する相談等の定住促進の取組を実施することが効果的
【教育】 小学校がない離島では、小学校がある離島と比較し人口減少が著しい	【小学校の維持等】 小・中学校において離島留学や地域資源を活かしたカリキュラムの導入・公営塾の設置等の魅力ある教育、教職員定数への配慮、保育所の運営等が効果的
【医療】 人口減少が厳しい離島では、医療施設がある、医師がいる離島の割合が低い	【一定水準の医療の確保】 医師や看護師の確保を図るとともに、巡回診療や遠隔医療システムの活用の実施が必要
【観光】 ・都道県・市町村が指摘する課題として、交流人口の拡大等がある ・訪日外国人が増加しており観光の重みが増している。また、離島は体験型観光の資源に比較的恵まれており、交流人口を増大させるという振興策がある	【滞在交流型観光の推進】 観光のワンストップ窓口の設置や島の資源の発掘・有効活用を行い、滞在交流型観光を推進することが必要

○生活基盤の整備については、住民が生活を行うにあたり引き続き重要

○方針策定といった総論も含む全ての振興分野において、島内の人材を確保・育成し続けることは持続可能な島づくりに重要。人材が島内で確保できない場合には、外部人材の登用・活用が一つの解決策となる。その他、島内資源と島外資源とのマッチングや専門家によるアドバイス等も有用な策と考えられる。

国際海運からの温室効果ガス排出削減（1/2）

政策の効果等

評価の目的・必要性

国際海運からの温室効果ガス(GHG)排出削減の達成に向け、これまで「国際基準の策定」と「技術研究開発・新技術の普及促進」を一体的に推進しているところ。今後、国際海事機関(IMO)において、更なるGHG排出削減に向けた戦略を策定することとなっている。本政策レビューは、これまで実施してきた政策の進捗や効果を評価し、今後の政策に反映させることを目的とする。

対象政策・政策の目的

平成25年度～28年度に実施した

○「国際基準の策定」: 新造船のCO₂排出規制、全船舶への燃料実績報告制度、GHG排出削減戦略
 ○「技術研究開発・新技術の普及促進」: 省エネ技術開発に対する補助
 を評価対象とする。本政策は、国際海運からのGHG排出削減を達成するとともに、我が国海事産業の国際競争力強化を図ることを目的とする。

評価の視点及び手法

「国際基準策定への貢献度」及び「国内外の省エネルギー技術普及状況」につき、基準策定に係る提案文書、事業者ヒアリング、造船所アンケート等を活用して評価する。

評価結果

- 我が国は国際基準(EEDI規制のフェーズ2のレビュー、燃料実績報告制度の新設、IMO GHG排出削減戦略のロードマップ)の策定を主導。
- 技術開発・普及の支援により、省エネ技術の製品化(例: 低摩擦船底塗料、LNG燃料タンクシステム、最適運航支援システム)及び当該技術の国際基準への反映を達成。



低摩擦船底塗料
(省CO₂率 5~8%、85隻に導入)



LNG燃料タンクシステム
(省CO₂率 23%、H28.3製品化)

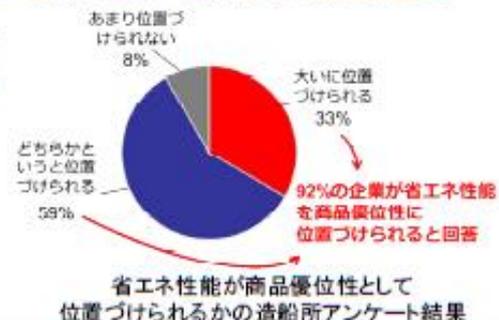


最適運航支援システム
(省CO₂率 10%、100隻に導入)

- 世界経済の発展を維持しつつ船舶からのCO₂排出量を2050年までに9億トン削減予定。
- 我が国造船所が省エネ性能でリードすることを目指したところ、他国(韓国・中国)の造船所への建造船舶に対する省エネ性能の商品優位性は92%となり、我が国海事産業の国際競争力強化を達成。



国際海運のCO₂排出量予測
(IMO GHG STUDY 2014)



省エネ性能が商品優位性として位置づけられるかの造船所アンケート結果

国際海運からの温室効果ガス排出削減（2/2）

主な課題	今後の対応方針
<p data-bbox="252 465 740 533">1. 温室効果ガス(GHG)排出削減に向けた国際基準の策定の主導</p> <p data-bbox="252 551 667 577">国際基準作りを引き続き主導するため</p> <ul data-bbox="268 600 730 792" style="list-style-type: none"> ・国際交渉に必要なスキルを持った様々な人材を官民で育成 ・基準作りへの産業の参画を引き続き強化 	<ul data-bbox="868 600 1347 869" style="list-style-type: none"> ・基準を策定するIMOの委員会議長等に日本人を派遣するとともに、若手人材をIMO事務局に出向させるなど国際交渉の経験を引き続き蓄積 ・産業界のリソースを最大限に活用するため、案件の優先順位付けを行い、官民の円滑な連携に引き続き取り組む
<p data-bbox="252 1043 740 1111">2. 海事産業の国際競争力強化に向けた省エネ技術研究開発・新技術の普及促進</p> <p data-bbox="252 1133 740 1312">引き続き、我が国海事産業の国際競争力確保を図るため、IoTを活用した最適航路選定や機関最適制御など温室効果ガス削減を含み、更なる差別化を図る技術開発・普及の支援を強化</p>	<p data-bbox="852 1133 1347 1245">省エネ性能を含み、更なる優位性を確立するため、新たな差別化の軸として、以下の船舶に係る取組を実施。</p> <ul data-bbox="868 1279 1347 1659" style="list-style-type: none"> ・IoT・ビッグデータ等、情報技術を活用した船舶(IoT活用船)について、先進船舶導入等計画策定補助や当該船舶の技術開発支援を行う ・LNG燃料を活用した船舶(LNG燃料船)について、先進船舶導入等計画策定補助やモデル事業を実施するとともに、LNGバンカリング拠点整備では関係局と連携することでLNG燃料船の普及に向けた環境整備を行う

平成 30 年度は「景観及び歴史まちづくり」「下水道施策」「鉄道の防災・減災対策」「タクシーサービスの改善による利用者利便の向上」「台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実」について、平成 30 年 5 月 11 日及び 10 月 4 日に国土交通省政策評価会を開催するとともに、政策評価会構成員から個別に指導を受けながら、評価書の取りまとめに向けた検討を行っている。

特に「鉄道の防災・減災対策」については、当初大規模地震に備えた施策について政策レビューを実施することとしていたが、本年 5 月に開催された政策評価会における豪雨対策など地震以外の災害も評価対象にすべきとの意見・助言がなされたことを踏まえ、更に平成 30 年 7 月に西日本豪雨等が発生し、鉄道施設に甚大な被害を受け、地震災害に加えて豪雨災害に係る鉄道の防災・減災対策も政策レビュー対象とすることとした。

各政策レビューテーマの目的等は下記の通りである。

【景観及び歴史まちづくり】

景観法制定、歴史まちづくり法制定、古都保存法制定から一定の期間が経過しており、また、都市行政においても近年その重要性が更に高まってきていることから、景観及び歴史まちづくりについて、法に基づく計画の策定状況やまちづくりを推進する地域の取り組み状況を踏まえて、平成 30 年度に政策レビューを行う。

【下水道施策】

下水道事業の現状を踏まえた上で、低炭素化社会、循環型社会を構築するべく、新下水道ビジョン(平成 26 年 7 月策定)に位置付けられた 21 世紀型下水道を目指す観点から、下水道における資源・エネルギー対策などに係わる施策(制度構築、基準化、マニュアルの作成等)について、平成 30 年度に政策レビューを行う。

【鉄道の防災・減災対策】

自然災害による鉄道施設の被害が増大・激甚化する中で、鉄道の早期復旧など利用者目線に立った鉄道の防災・減災対策の一層の充実を図る必要がある。このため、各種災害の中でも、地震災害及び豪雨災害について「予防」、「復旧」及び「応急対策」の各段階における課題を抽出するなど施策を評価することで、鉄道の防災・減災対策を更に充実させるために、平成 30 年度に政策レビューを行う。

【タクシーサービスの改善による利用者利便の向上】

平成 25 年度に特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立したところであり、両院附帯決議等を踏まえ、需要拡大に資するタクシーサービスの高度化や高質化の推進を図っているところ。改正法施行から概ね 5 年を経過した平成 30 年度において政策レビューを行う。

【台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実】

平成 26 年 8 月の広島における記録的な豪雨による土砂災害などを踏まえ、交通政策審議会気象分科会において「新たなステージに対応した防災気象情報と観測・予測技術のあり方」が審議され、平成 27 年 7 月に提言が取りまとめられた。同提言を踏まえ、平成 29 年度を目途に気象情報の充実等を図るものとされていたが、施策の効果を速やかに検証するため平成 30 年度において政策レビューを行う。

(3) 政策アセスメント

①平成 30、31 年度概算要求等に係る政策アセスメント結果及び平成 29 年度補正予算に係る政策アセスメント結果とその活用

平成 29 年 8 月に、平成 30 年度予算概算要求に係る 10 件の新規施策について政策アセスメントを実施した。平成 30 年 1 月には、平成 29 年度補正予算に係る 2 件の新規施策について政策アセスメントを実施した。

平成 30 年 3 月には、平成 29 年末に編成された平成 30 年度予算政府案を踏まえ、予算概算要求時に作成した評価書について、政府案を反映させた内容を公表した。

また、平成 30 年 8 月には、平成 31 年度予算概算要求に係る 6 件の新規施策について政策アセスメントを実施した。評価書作成にあたっては、施策の効率性を分析する際に、費用に見合った効果が得られるかどうかについての明確な記述を行うなど、具体性を持った記述となるよう工夫を行った。

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000004.html

政策アセスメント 施策一覧(平成30年度予算概算要求関係)

平成29年8月31日実施

1	住宅団地ストック活用事業の創設
2	気象レーダー観測の強化
3	AI,IoT等の異分野最先端科学技術を活用した水災害の減災・防災技術の研究開発の推進 (総合流域防災対策事業調査費の創設)
4	LNGバンカリング拠点の形成促進
5	宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業
6	最先端観光コンテンツインキュベーター事業
7	広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業
8	地域観光資源の多言語解説整備支援事業
9	AI・ロボット等革新的技術のインフラ分野への導入
10	ICTを活用した地籍調査の効率化

政策アセスメント 施策一覧(平成29年度補正予算関係)

平成30年1月18日実施

1	観光産業の生産性向上事業
2	中小建設企業における人材育成の推進

政策アセスメント 施策一覧(平成31年度予算概算要求関係)

平成30年8月31日実施

1	洋上風力発電の促進
2	地域気象観測システム(アメダス)の更新強化
3	自動運転バス車両の開発
4	港湾の完全電子化の推進
5	新モビリティ・サービス推進事業の創設
6	山村境界基本調査(山村部リモートセンシングデータ整備事業)の創設

②事後検証の実施

平成30年3月に、過去に実施した政策アセスメントのうち、平成29年度に事後検証シートによる事後検証を実施することとしていた14件の事後検証を実施した。

平成24年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

平成30年3月29日実施

No	施策名
1	都市における地産地消型再生可能エネルギー活用の推進
2	エネルギー面的利用推進事業の創設
3	街区防災性能等向上促進事業の創設
4	既設昇降機・天井の安全確保の促進
5	代替エネルギー船舶に関する総合対策の創設

平成25年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証
平成30年3月29日実施

No	施策名
6	豪雪地帯における除排雪体制整備の推進

平成26年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証
平成30年3月29日実施

No	施策名
7	コンビナート港湾の強靱化の推進
8	地方航空路線活性化プログラムの創設
9	海洋エネルギーの活用促進のための安全・環境対策
10	多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業の創設

平成27年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証
平成30年3月29日実施

No	施策名
11	「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出
12	竜巻等の激しい突風に関する気象情報の高度化

平成28年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証
平成30年3月29日実施

No	施策名
13	G空間情報の円滑な流通促進に向けた検討

平成28年度補正予算時に実施した政策アセスメントにおける事後検証
平成30年3月29日実施

No	施策名
14	熊本地震に伴う被災地域境界基本調査

(4) 個別公共事業評価

平成29年度は、下記の評価を実施した。

- ・平成28年度予算（明許繰越）に係る評価：新規事業採択時評価1件
- ・平成30年度予算概算要求に係る評価：新規事業採択時評価18件、再評価9件
- ・平成30年度予算に向けた評価（直轄事業等）：新規事業採択時評価26件、再評価364件
- ・平成30年度予算に向けた評価（補助事業等）：新規事業採択時評価64件、再評価95件
- ・完了後の事後評価（直轄事業等及び補助事業等）：71件
- ・平成29年度補正予算に係る評価：新規事業採択時評価74件

平成30年度はこれまでに、下記の評価を実施した。（平成30年8月時点）

- ・平成31年度予算概算要求に係る評価：新規事業採択時評価13件、再評価6件

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載。

(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_04.html)

(5) 個別研究開発課題評価

平成 29 年度は、個別研究開発課題の「事前評価」、「終了時評価」をそれぞれ 86 件、31 件実施した。

平成 30 年度はこれまでに、「事前評価」、「終了時評価」をそれぞれ 18 件、4 件実施した。

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載。

(http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html)

(6) 規制の政策評価

事前評価については、平成 29 年度は、7 件の法律案、5 件の政令案を、平成 30 年度は 11 月末までに 5 件の政令案について評価を行った。

事後評価については、平成 29 年度は、8 件の法律、9 件の政令について評価を行った。

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載。

(http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000006.html)

規制の政策評価実施一覧

○事前評価

平成 29 年 4 月～平成 30 年 11 月末

	件名	区分	実施日	担当局
1	都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	政令	平成 29 年 5 月 9 日	都市局、住宅局
2	港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の誠意等に関する政令案	政令	平成 29 年 5 月 18 日	港湾局
3	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案	政令	平成 29 年 7 月 18 日	海事局、総合政策局
4	港湾法施行令の一部を改正する政令案	政令	平成 29 年 7 月 19 日	港湾局
5	建設業法施行令の一部を改正する政令案	政令	平成 29 年 10 月 20 日	土地・建設産業局
6	道路法等の一部を改正する法律案	法律	平成 30 年 2 月 1 日	道路局
7	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案	法律	平成 30 年 2 月 8 日	総合政策局
8	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案	法律	平成 30 年 2 月 8 日	都市局、住宅局
9	建築基準法の一部を改正する法律案	法律	平成 30 年 3 月 5 日	住宅局
10	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案	法律	平成 30 年 3 月 8 日	海事局

11	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域利用の促進に関する法律案	法律	平成 30 年 3 月 8 日	港湾局、（資源エネルギー庁審エネルギー一部）
12	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律案	法律	平成 30 年 3 月 12 日	海事局
13	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	政令	平成 30 年 5 月 17 日	都市局
14	建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	政令	平成 30 年 7 月 30 日	住宅局
15	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案	政令	平成 30 年 8 月 13 日	総合政策局、住宅局
16	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案	政令	平成 30 年 10 月 11 日	住宅局
17	駐車場法施行令の一部を改正する政令案	政令	平成 30 年 11 月 20 日	都市局

○事後評価 1～8：平成 30 年 3 月 28 日実施、9～17：平成 30 年 3 月 29 日実施

	件名	区分	担当局
1	航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 133 号）	政令	航空局
2	高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 32 号）	法律	住宅局
3	建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 239 号）	政令	住宅局
4	建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 217 号）	政令	住宅局
5	海上運送法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 88 号）	法律	海事局
6	建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 20 号）	法律	住宅局
7	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 294 号）	政令	住宅局
8	気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 23 号）	法律	気象庁
9	都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 24 年 4 月 6 日法律第 26 号）	法律	都市局、住宅局

10	都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 24 年 6 月 29 日政令第 178 号）	政令	都市局
11	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 80 号）	法律	住宅局
12	都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 216 号）	政令	都市局、住宅局
13	下水道法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 148 号）	政令	水管理・国土保全局
14	都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成 24 年政令第 286 号）	政令	水管理・国土保全局
15	津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）	法律	総合政策局、都市局、水管理・国土保全局、住宅局
16	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 9 月 5 日法律第 84 号）	法律	都市局、水管理・国土保全局、住宅局
17	河川法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 17 号）	政令	水管理・国土保全局

（7）租税特別措置等に係る政策評価

平成 30 年度税制改正要望に際し、事前評価 10 件及び事後評価 1 件を実施した。
また、平成 31 年度税制改正要望に際し、事前評価 24 件及び事後評価 23 件を実施した。
個別の評価結果については、以下ホームページに掲載。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000001.html

租税特別措置等に係る政策評価一覧（平成 30 年度税制改正要望等関係）

○事前評価 平成 29 年 8 月 31 日実施

総合政策局	1	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
総合政策局	2	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
総合政策局	3	技術研究組合の所得計算の特例の延長
土地・建設産業局	4	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1,500 万円の特別控除の延長
土地・建設産業局	5	公募投資信託等の内外二重課税の調整
土地・建設産業局	6	投資法人が海外で支払う法人税等（外国法人税）に係る導管性判定式の改正
都市局	7	土地区画整理事業における共同施設区制度（仮称）の創設に伴う課税の特例措置の拡充

水管理・国土保全局	8	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設
港湾局	9	国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点形成する港湾において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設
港湾局	10	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長

○事後評価 平成 29 年 8 月 31 日実施

都市局	1	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充
-----	---	--

租税特別措置等に係る政策評価一覧（平成 31 年度税制改正要望等関係）

○事前評価 平成 30 年 8 月 29 日実施

大臣官房	1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充
大臣官房	2	中小企業等の試験研究費に係る特例措置の拡充及び延長
国土政策局	3	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国土政策局	4	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国土政策局	5	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国土政策局	6	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長
国土政策局	7	振興山村における工業用機械等の割増償却
国土政策局	8	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
土地建設・産業局	9	所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置
土地建設・産業局	10	地域福利増進事業に係る特例措置の創設
土地建設・産業局	11	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
土地建設・産業局	12	投資信託の二重課税調整に係る所要の措置
都市局	13	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
都市局	14	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長等
都市局	15	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長等
水管理・国土保全局	16	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長
道路局	17	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長
鉄道局	18	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
鉄道局	19	J R北海道及びJ R四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
自動車局	20	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（中小企業投資促進税制）の延長
自動車局	21	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
海事局	22	船舶に係る特別償却制度の延長等

航空局	23	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長
観光庁	24	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長

○事後評価

平成 30 年 8 月 29 日実施

国土政策局	1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
土地・建設産業局	2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
土地・建設産業局	3	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
土地・建設産業局	4	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
土地・建設産業局	5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
都市局	6	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
都市局	7	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
都市局	8	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
都市局	9	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
道路局	10	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
住宅局	11	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置
住宅局	12	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置
住宅局	13	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
住宅局	14	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
住宅局	15	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
鉄道局	16	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
航空局	17	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置
航空局	18	中部国際空港整備準備金
航空局	19	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
航空局	20	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
航空局	21	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
航空局	22	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
北海道局	23	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

3 マネジメントサイクルの確立による政策への反映の事例

政策評価の結果が政策に反映された具体的なベストプラクティス事例のうち、平成 29 年から 30 年前半の取組み事例を紹介する。

政策評価の結果が政策に反映された事例

<事例①>

施策目標「地籍の整備等の国土調査を推進する」については、「業績指標 126 土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積」において平成 28 年度実績値が 88.5%となり、平成 31 年度に 100%という目標達成に向けた成果を示したものの、「業績指標 125 地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合」において平成 28 年度実績値が 52%となり、第 6 次国土調査事業十箇年計画の目標でもある平成 31 年度に 57%を達成するという目標に照らすと、目標達成に向けて今後一層の取組が必要であることから、平成 26 年度政策チェックアップ評価書において④（進展が大きくない）と評価した。

この評価を受けて、平成 30 年度予算概算要求においては、新規の施策として、筆数が多く権利関係が複雑であること等の理由で都市部の地籍調査の進捗が特に遅れていることから、地籍調査以外の測量成果を活用した効率的な調査手法を確立するため、「ICTを活用した地籍調査の効率化」に関して、政策アセスメントを行い、必要性、効率性及び有効性について検証し、必要な経費について要求を行った。

さらに、平成31年度予算概算要求においては、新規の施策として、急峻な地形等により現地での土地所有者等の立ち会いや測量が困難であり、過疎化、高齢化により土地所有者等の境界の認識を基にした調査が難しくなっている山村部での調査を効率的に実施するために、空中写真や航空レーザ測量技術等を用いて得られる基礎情報を地籍調査実施主体に提供する「山村境界基本調査（山村部リモートセンシングデータ整備事業）の創設」に関して、政策アセスメントを行い、必要性、効率性及び有効性について検証し、必要な経費について要求を行った。

<事例②>

津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策のより一層の推進を図るため、同施策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策の実施状況や効果について評価を行い、今後の施策に反映させることを目的として、平成29年度に「津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策」に係る政策レビューを行った。その中で、今後の方向性として同施策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策について見直し等を図っていく必要があることが明らかとなった。

これを踏まえ、同施策のうち、推進計画の作成及び警戒区域の指定について、国の新たな支援策として、以下の取組を行っているところである。

具体的には、推進計画の作成の支援策については、平成 28 年 6 月に策定した「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」について、今般の政策レビューにおいて明らかになった市町村が抱える計画作成上の課題を踏まえ、平成 30 年 4 月に計画作成プロセスを明確化し、計画作成にあたっての工夫や留意点を新たに盛り込むとともに、市町村の検討状況等に

応じた構成（基礎編、実践編、参考資料編）に見直すなど、実用的な内容に改定した。

また、警戒区域の指定の支援策については、事例の対象となる自治体の増加や指定における隘路等の状況を踏まえ、警戒区域を指定済みの自治体における対応や参考となる資料等をまとめ、先行事例として横展開するため、平成30年5月に事例集を作成した。

今後ともこうした支援策を通じて、自治体の津波防災地域づくりの取組みの着実な進捗を推進していくこととしている。

<事例③>

我が国では、LCC の成長を促すべく LCC の事業展開の促進政策を実施してきており、総理大臣主催の「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年 3 月 30 日）」でも、インバウンドの更なる振興策として LCC の地方空港への就航に大きな期待が寄せられている。これまで実施してきた LCC 事業展開の促進政策の進捗と影響について評価し、今後の政策に反映させることを目的に、平成 28 年度に「LCC の事業展開の促進」に係る政策レビューを行った。その中で今後の LCC 政策は観光や地方創生の観点を重視して、地方空港のゲートウェイ機能強化と併せ、LCC 就航促進を更に進めていく必要があることが明らかになった。

これを踏まえ、各空港における滑走路の増設や LCC 専用ターミナルの整備を進めるとともに、LCC 等の路線拡充に柔軟に取り組むことができる空港運営の民間委託の推進に取り組んでいる。

また、地方空港における LCC を含む国際線就航促進のため、平成 29 年 7 月に全国 27 の地方空港を「訪日誘客支援空港」として認定し、当該空港での LCC を含む国際航空旅客便の新規就航・増便に対して、着陸料の軽減やグランドハンドリング（機体の空港離着陸時に必要となる地上支援業務）の経費の一部を補助するなどの支援を実施している。

これらの取り組みにより、平成30年冬ダイヤでは、前年同期比で国際線LCC便数について、231便／週の増加が実現している。

政策評価は、評価書の作成といった形式的な手続にその意味があるのではなく、「目標によるマネジメント（同じ目標に向かった、組織一体となった業務運営）」の理念を全ての職員が共有し、政策のマネジメントサイクルを確立することにより、政策の企画立案や業務運営を持続的に改善していくことにその意義がある。

こうした政策評価を起点とした政策マネジメントサイクルの確立については、国土交通省の全組織を挙げて、政策評価の考え方と実際の進め方についての理解を深めながら、段階的に着実に実施を進め、組織に根付かせていくことが必要である。

今後とも、このような好事例を蓄積し、本レポートにおいてとりまとめ、後述 5 の内部職員の啓発・研修等の説明会等の機会に活用し、ホームページなどで省内外に幅広く紹介することを通じ、職員一人一人の意識向上を確保しつつ、全組織における政策評価を活用した政策企画立案能力の更なる向上に資するとともに、施策の企画立案プロセスの更なる透明化と国民への説明責任の全うに努めていくこととしている。

4 国土交通省所管法律に基づく政策評価の実施

国土交通省の所管法令においては、「社会資本整備重点計画法」、「国土形成計画法」及び「住生活基本法」に政策評価法に基づく評価を行う旨を定める規定がある。

(1) 社会資本整備重点計画法

第7条（社会資本整備事業に係る政策の評価）において、政策評価に関する基本計画に事後評価の対象とする政策として社会資本整備重点計画に概要が定められた社会資本整備事業を定める（第1項）とともに、事後評価実施計画に重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行う旨を定める（第2項）こととされている。

これを受けて、国土交通省政策評価基本計画において、社会資本整備重点計画に概要が定められた社会資本整備事業を事後評価の対象として位置づけ、平成29年度事後評価実施計画においては、社会資本整備重点計画における全ての指標を取り込み、全てのKPIを含む68の業績指標項目及び52の参考指標項目を設定した。その上で、平成29年8月に政策チェックアップによる政策評価を実施した。なお、社会資本整備重点計画における指標のうち、KPI指標は原則全て業績指標項目に反映し、KPI以外の指標は業績指標項目若しくは参考指標項目のいずれかに取り込んでいる。平成30年度事後評価実施計画においても、同様に66の業績指標項目及び52の参考指標項目を設定した。

(2) 国土形成計画法

第7条（全国計画に係る政策の評価）において、政策評価に関する基本計画に、事後評価の対象とする政策として、全国の区域における総合的な国土の形成に関する施策の指針（以下「全国計画」）を定める（第1項）とともに、全国計画の公表から2年を経過した日以後、事後評価の実施を事後評価実施計画に定める（第2項）こととされている。

これを受けて、国土交通省政策評価基本計画において事後評価の対象として全国計画を定めるとともに、平成28年度事後評価実施計画において全国計画を平成31年度の政策レビューテーマとして定めた。

なお、平成29年度事後評価実施計画において、国土形成計画に関する指標を業績指標項目として定め、平成28年度政策チェックアップによる政策評価を行った。平成30年度事後評価実施計画においても、同様に国土形成計画に関する指標を業績指標項目として定めた。

(3) 住生活基本法

第16条（全国計画に係る政策の評価）において、政策評価に関する基本計画に、事後評価の対象とする政策として、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「全国計画」）を定める（第1項）とともに、全国計画の公表から2年を経過した日以後、事後評価の実施を事後評価実施計画に定めることとされている。

これを受けて、国土交通省政策評価基本計画において事後評価の対象として全国計画を定めるとともに、平成29年度事後評価実施計画において全国計画を平成32年度の政策レビューテーマとして定めた。

なお、全国計画に盛り込まれた指標については、平成29年度事後評価実施計画において18の業績指標項目として定め、平成28年度政策チェックアップによる政策評価を行った。平成30年度事後評価実施計画においても、同様に18の業績指標項目として定めた。

5 政策評価の普及・啓発

職員の啓発、研修等

政策評価の実施により、「目標によるマネジメント」の理念を全ての関係担当者が共有し、政策のマネジメントサイクルを確立して、それに基づいて政策の企画立案や業務運営を持続的に改善していくことが求められる。したがって、担当者の政策評価に対する意識の向上を図ることが重要である。

このようなことから、主に本省各局等（外局含む）における政策評価・独法評価担当官を対象として、平成 29 年 5 月に、政策評価会座長の上山信一慶大教授による政策評価に関連する講演及び政策評価官室等担当官による政策評価及び独立行政法人評価の実務に関する研修を行ったほか、平成 30 年 5 月には、政策評価及び独立行政法人評価の実務に関する業務説明会を実施した。